

資料（1）

**（案）**

**第3期**

**都 留 市 教 育 大 綱**

**都留市教育振興基本計画**

令和7年〇月

**都 留 市**

**都留市教育委員会**



## はじめに

本市では、平成 27 年度から「都留市教育大綱」及び「都留市教育振興基本計画」を策定し、これまで、「輝かせます！学びあふれる つる のまち」を基本理念として掲げ、学校・家庭・地域が一体となり、生きる力を育む教育の推進・充実に取り組んでまいりました。

この間、教育を取り巻く環境は、かつてない変動の時期を迎え、特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちに多くの困難をもたらしましたが、同時に、それに伴う GIGA スクール構想による1人1台端末の実現など、学びの場に新しい風を吹き込みました。

このような状況の下で、次世代を担う子供たちが、様々な課題や困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓く力を身につけ、たくましく生きていくために、教育が果たす役割はますます重要となります。

こうした中、今回策定した「第3期 都留市教育大綱・都留市教育振興基本計画」は、本市の最上位計画である「第6次都留市長期総合計画」の教育に関する分野別計画であるとともに、教育に関する総合的な施策の方向性を示す「大綱」として位置づけるものであります。

また、本市の教育施策を更に積極的に推進するため、本市の教育分野における基本方針を定める「教育大綱」と、教育大綱に基づく具体的施策や指標などを定める「教育振興基本計画」をまとめ、令和7年度から 11 年度までの5年間を計画期間とする「第3期 都留市教育大綱・都留市教育振興基本計画」として一体的に策定しました。

策定に当たっては、教育大綱に掲げる「輝かせます！学びあふれる つる のまち」の基本理念のもと、本市の現状を踏まえて定めた「知の資源と連携したまちづくり～大学等と連携した教育施策の推進～」、「生きる力を育む学校教育のまちづくり～学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携～」、「地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり～生涯学習の推進、スポーツ・文化・芸術の振興～」の3つの柱を軸に、本市の最大の特長である大学等と連携した教育施策の展開や、ふるさとへの愛着や誇りを人生の揺るぎない礎とし、子供から高齢者までのすべての人が学び、教えることによって、誰もが地域の教育力向上に貢献できるまちを目指します。

施策の推進に当たっては、教育を取り巻く社会環境の変化に的確に捉えそれに対応していくために、「都留市総合教育会議」等を通して、市長部局と教育委員会が意思疎通を図りながら、本市の教育課題等を共有し、より一層充実した教育施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

今後は、学校・家庭・地域及び企業、高等教育機関、関係団体等と連携し、本計画を推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年〇月

都 留 市 長 堀内 富久  
都留市教育長 小林 正人

# 目次

第1部 都留市教育大綱.....	1
第1章 目指す教育の将来像.....	2
1 大綱の趣旨.....	2
2 大綱の期間.....	2
3 基本理念.....	3
4 基本目標.....	3
5 基本方針.....	5
第2部 都留市教育振興基本計画.....	6
第1章 計画策定の基本的な考え方.....	7
1 計画の趣旨.....	7
2 計画の位置付け.....	8
3 計画の性格.....	8
4 計画の期間.....	8
第2章 教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性.....	9
1 国・県の動向や社会環境の変化.....	9
第3章 施策の展開.....	13
基本方針1 大学等と連携した教育施策を展開します.....	14
基本方針2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します.....	17
基本方針3 確かな学力と自立する力を育成します.....	21
基本方針4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します.....	27
基本方針5 多様な学びの機会の充実と、 安全に安心して学ぶことができる教育環境をつくります.....	31
基本方針6 家庭・地域・学校が連携した教育を実現します.....	37
基本方針7 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します.....	41
基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境を実現します.....	45

基本方針9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します .....	49
基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術を振興します .....	53
第5章 検証・評価と見直し .....	56
1 進捗状況の点検及び計画の見直し .....	56
資料編 .....	57
1 目標となる指標一覧 .....	57
2 都留市教育振興基本計画策定委員会委員名簿 .....	64
3 教育委員名簿 .....	64
4 用語の解説 .....	65

**第 1 部**  
**都 留 市 教 育 大 綱**

# 第1章 目指す教育の将来像

## 1 大綱の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本市の教育、学術及び文化・スポーツの振興に関する総合的な推進を図るため、教育の目標や施策の根本的な方針として、市長が総合教育会議の場において教育委員会と協議・調整して定めるものです。

本市では、平成27年12月に「都留市教育大綱」(計画期間:平成27年度～平成31年度)を策定し、『「学び」あふれる つるの人づくり』を基本理念に掲げ、「生きる力を育む学校教育の推進」及び「地域の教育力を高める生涯学習の推進」を基本目標として、教育委員会と連携する中で、各教育施策に取り組んできました。

大綱策定後の平成28年度に「第6次都留市長期総合計画」を策定し、分野Ⅲ「輝かせます！学びあふれるつるのまち」において、教育に関する3つの政策と7つの施策を掲げました。

今回、改訂する「都留市教育大綱」は、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策において、大綱策定から改訂があった国及び山梨県の教育振興基本計画を参酌するとともに、現行の「第6次都留市長期総合計画」と整合を図る中で、教育大綱の基本理念と基本目標を位置付けています。

具体的な施策の展開や事業の実施に当たっては、教育振興のための施策に関する基本計画として、都留市教育委員会が策定した、「都留市教育振興基本計画」に基づき、各教育施策の取り組みを推進していきます。

## 2 大綱の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 3 基本理念

#### ◆基本理念

#### 輝かせます！学びあふれる つるのまち

私たちのまちの最大の特長である大学との密接な連携や、城下町という誇り高い歴史文化を活用し、子供から高齢者までのすべての人が学び、教えることによって、誰もが地域の教育力向上に貢献できるまちにします。

また、未来を担う子供たちが、心身ともに健やかに、そして人間性豊かに育ち、「生きる力」を身に付けられるよう、学校教育を充実させます。

### 4 基本目標

#### 基本目標1

##### 知の資源と連携したまちづくり ～大学等と連携した教育施策の推進～

様々な知見を有する大学等と連携し、学校教育を含めた、様々な学習場面に応じた質の高い教育プログラムの提供体制を整備し、教育連携施策を展開することによって、学びのまちを実現します。

また、本市に立地する大学等の魅力を向上させるための支援を積極的に行うとともに、大学等と地域との連携を促進し、双方の保有する地域資源、知的資源及び人的資源等を最大限に活用する中で、本市・大学等、両者の発展と地域振興を進め、魅力を向上させます。

➡ 目指す姿：多くの市民と学生がまちに集い、活気にあふれている。

#### 基本目標2

##### 生きる力を育む学校教育のまちづくり ～学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携～

「生きる力」を育むための教育内容を充実させるとともに、本市ならではの特色ある学校教育を実現します。また、一人ひとりの教育ニーズや生活の状況に応じた学習環境を整備・充実させ、グローバル社会や複雑化する情報化社会へ対応できる能力を養います。そして、子供たちが学ぶ場所についてもより安全で快適な学習環境を整備し、次代を担う子供たちの育成に努めます。

また、次世代を担う子供たちが、主体的で心豊かに生きていくことができるよう、家庭、地域、学校が連携して、地域全体で子供たちを育成していくことのできる環境を整備します。

➡ 目指す姿：子供たちが自ら進んでいろいろなことにチャレンジしている。



### 基本目標3

#### 地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり

##### ～生涯学習の推進、スポーツ・文化・芸術の振興～

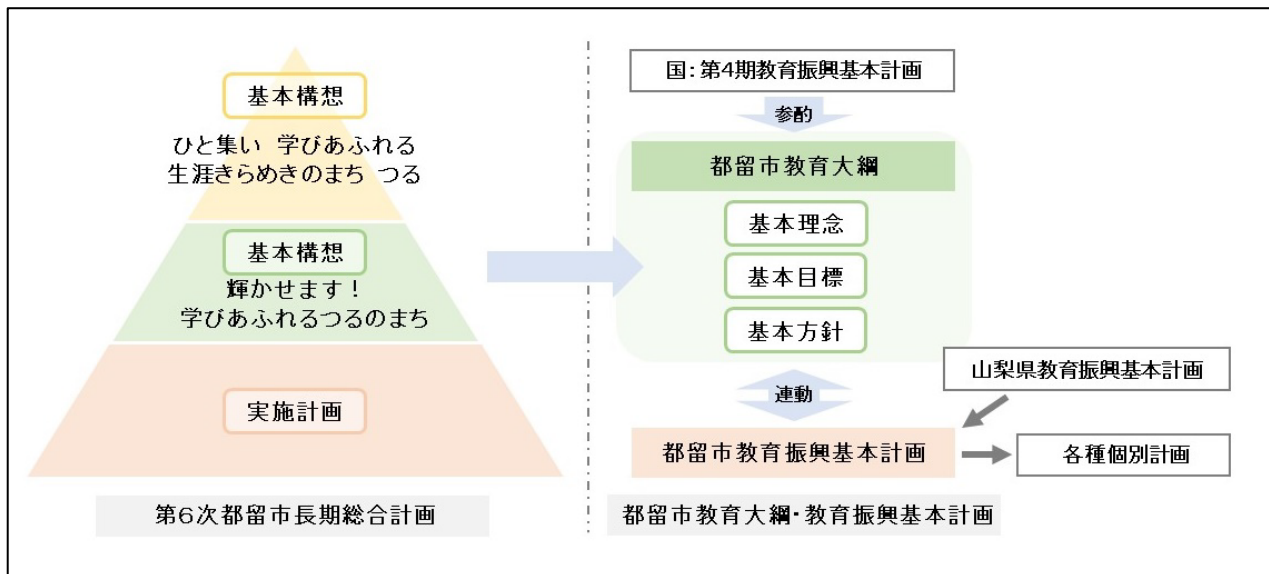
市民の生涯学習ニーズを的確に把握し、生涯学習施設と提供プログラムを充実させるとともに、学ぶだけではなく、講師となり、得た知識を還元していく仕組みについても整備していきます。また、市民を主体とした生涯学習組織の立ち上げを視野に入れながら、既存ストックの活用なども含め、生涯学習を振興します。

また、健康的な身体を維持するため、競技スポーツから、多くの方が参加できる軽スポーツの振興まで、幅広い事業を行いながら健康づくりを支援し、明るく豊かで、心身ともに充実した暮らしのできる環境を整備します。

本市の由緒ある歴史文化を積極的に保護・活用し、大名行列やお茶壺道中などをはじめとする歴史的行事、文化財、寺社などの特色ある文化資源などを活用し、情報発信するとともに、芸術文化の振興を合わせて行い、新たな文化が創出される歴史文化のまちづくりを推進します。

➡ 目指す姿：多くの市民が相互に教え、学び、得られた教育力を地域に還元している。

#### ◆大綱の位置付け



## 5 基本方針

基本理念及び基本目標を達成するため、10の基本方針を次のとおり定めます。

基本理念 輝かせます！学びあふれる つる のまち

基本目標 1 知の資源と連携したまちづくり

基本方針 1 大学等と連携した教育施策を展開します

基本方針 2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

基本目標 2 生きる力を育む学校教育のまちづくり

基本方針 3 確かな学力と自立する力を育成します

基本方針 4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

基本方針 5 多様な学びの機会の充実と、  
安全に安心して学ぶことができる教育環境をつくります

基本方針 6 家庭・地域・学校が連携した教育を実現します

基本方針 7 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します

基本目標 3 地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり

基本方針 8 生涯にわたり学び続けることができる環境を実現します

基本方針 9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します

基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術を振興します

# **第 2 部**

## **都留市教育振興基本計画**

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画の趣旨

国では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、5年ごとに教育振興基本計画を策定することとしており、令和5年6月に第4期の新たな教育振興基本計画を策定しました。

山梨県においても、令和元年に「山梨県教育振興基本計画」を策定しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各分野で大きな影響や変化があったため、県政運営の基本方針である総合計画の見直しが行われたことを踏まえ、それとの整合性を図り、令和3年9月にこれを改訂しました。

その後、令和6年3月に策定した「山梨県教育振興基本計画」では、「主体的に学び他者と協働し豊かな未来を拓くやまなしの人づくり」を基本理念として掲げ、「未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進」、「誰もが可能性を伸ばせる教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」、「学校を取り巻く教育環境の整備」の4つの基本目標のもと、これらを実現するための11の基本方針、26の具体的な施策項目などを定め、教育の振興を図ることとしています。

都留市教育委員会においても、令和2年3月に「輝かせます！学びあふれる つる のまち」を基本理念とし、「知の資源と連携したまちづくり」、「生きる力を育む学校教育の推進」、「地域の教育力を高める生涯学習の推進」の3つを基本目標として掲げた「第2期都留市教育振興基本計画」(計画期間：令和2年度～6年度)を策定し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する教育施策に取り組んできました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を始め、少子高齢化や人口減少、デジタル技術やグローバル化の進展、児童生徒が抱える課題が複雑化・多様化するなど、教育を取り巻く社会状況は大きく変化しています。特に少子化の進展により、将来にわたって適正な教育環境を維持していくためには、学校の統合を実施せざるを得ない状況になっています。

また、全国的な課題でもある教職員の多忙化・なり手不足は、本市の学校教育の振興にも大きな影響を及ぼしており、これまで以上に子供たちに質の高い教育を提供していくためには、働き方改革を一層推進し、今まで以上に教職員が児童生徒たちと向き合い、寄り添うための時間を確保していく必要があります。

こうした現状や課題、社会の動向等を踏まえ、教育の成果と課題を整理し、多様な教育ニーズへの対応など、今後5年間の教育施策の考え方や取り組むべき具体的施策を示すため、新たに「第3期都留市教育振興基本計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を実現するための計画との整合を図り策定するものです。

また、本市の市政運営の基本方針である「第6次都留市長期総合計画」の教育に関する分野別計画を担うものでもあるため、関連計画とも整合性を図っています。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成 29 年5月 17 日法律第 29 号)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

### 教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 3 計画の性格

本計画は、今後の本市の教育を推進するための基本方針となるものであり、社会の変化を的確に捉えながら、教育の基本理念等を示すとともに、今後取り組むべき施策の方向等を明らかにするものです。

また、本市は「教育首都つる」の実現に向けて、市民、学生、地域、教育機関等(公立大学法人都留文科大学、健康科学大学看護学部、県立産業技術短期大学校都留キャンパス、県立都留興譲館高校、小中学校、幼稚園、保育園)に対して、本市の教育目標や進むべき方向を明らかにすることにより、その理解と協力を求め、本市全体の教育の発展を目指すものです。

## 4 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和 11 年度までの5年間とします。ただし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性

### 1 国・県の動向や社会環境の変化

近年、グローバル化が進展したことにより、文化、経済、社会活動が地球規模に拡大しており、日本と世界の結びつきも、より密接なものとなっています。

また、地球規模の気候変動とこれに伴う災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症による暮らしや経済への影響、激変する国際情勢など、様々な変化や危機が複合的に発生しています。先を見通すことが難しい現代社会においては、こうした変化を的確に捉えた取り組みを推進していく必要があります。

#### (1) 将来の予測が困難な「VUCA」の時代

現代は、将来の予測が困難な時代であり、その特徴である Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。人口減少、少子高齢化、社会のつながりの希薄化などは、現代社会の課題として捉えられてきました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、正に予測困難な時代を象徴する事態であり、このような危機に対応する強靭さを兼ね備えた社会をいかに構築していくかがこれからの重要な課題となっています。

これらの課題を解決していくためには、AI やロボットの進歩が顕著な時代ではありますが、それによる代替が困難である新しいものを創り出す創造力や他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められており、こうした変化に教育も対応していく必要があります。

「VUCA」の時代であっても、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するためには、教育こそが将来の社会を牽引する駆動力であり、教育の果たす役割は今後ますます重要になっていくことが考えられます。

#### (2) 人口減少の加速と少子高齢化の進展

人口減少の加速と少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、地域社会の活力の衰退などの要因となり、社会生活における様々な場面に影響を及ぼしています。このような中、活力あふれる社会を実現していくためには、一人ひとりの生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要があります。

今後、少子化に伴う学校の小規模化がさらに進むことが予想される中、将来にわたって子供たちに「生きる力」を育むことができる学校教育を保障する観点から、学校の適正配置の在り方についても検討段階から実行段階へと移行しています。

### (3) 持続可能な社会の創り手の育成

持続可能な開発のための目標(SDGs)の実現に貢献する「持続可能な開発のための教育(ESD)」は、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付ける(think globally, act locally)とともに、多くの児童生徒がグローバルな環境を体験する機会を与えられることを求めています。

持続可能な社会の実現に向けては、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、生涯を通して「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要です。

これからの時代を生き抜くために必要なのは、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた「人の力」であり、一人ひとりが自立して自らの個性・能力を伸長させるとともに、人材育成を通じて社会の持続的な発展を生み出す「人への投資」を進めていくことが求められています。

また、郷土の伝統や文化などに触れながら、郷土への誇りや愛着を持ち、自分の人生の揺るぎない礎とするとともに、国際的視野を持って多様な人々との良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を養うなど、グローバルに活躍できる人材の育成を図ることが重要となります。

### (4) 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を創出し、協力し合える関係を構築することが求められています。これにより「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出され、結果として、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされると考えられています。このためにも、地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが、自信と誇りを持つことができるようになっていく必要があります。

また、地域と学校の活性化を図るためには、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められています。

これらの社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、防災、福祉、産業振興、文化交流など、その地域課題の解決に向けて、様々な取り組みを有機的につなぎ、発展させていく必要がありますが、これは地域コミュニティが維持されていてこそ可能となるものです。

これらの取り組みによる地域と家庭のウェルビーイングの実現には、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画する「コミュニティ・スクール」や地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域の多様な人材を活用した活動を推進していくことと、それを調整する「地域学校協働活動推進員」等のコーディネーターの育成が鍵となります。

また、地域連携プラットフォームなどの枠組みを活用することにより、大学と地域との協働を進めていくことが求められる中で、それぞれのウェルビーイングが高まるよう学び手、学校、保護者・地域住民等が一体となることによる「三方よし」となる取り組みの推進が求められています。

#### (5)生涯学び、活躍できる環境整備とウェルビーイングの実現

人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつなげていく学習機会の提供や多様な世代への情報提供、学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境の整備が求められています。

また、多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から「個別最適な学び」を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う「協働的な学び」の確保などを通じて、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。

さらに、自己肯定感を高く持って自身の成長を追求していけるよう、教員の体系的理解の深化と対応力向上のための啓発や研修の実施、子供が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりの推進など教育環境の充実が求められています。

このように、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを実感でき、また、地域や社会が幸せや豊かさを持続可能なものとしていくためにも、多様な教育を通じて、個人と社会のウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

#### (6)教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

変化の激しい時代を生き抜く実践的な力を養うため、「STEAM教育」などの教科等横断的な学習により、子供たちが自ら課題を見つけ、その課題を自ら解決する探究的な学びの機会の充実が求められています。

この実現には、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するとともに、そのための教師の指導力向上やICT環境の更なる充実が不可欠であり、デジタル教科書・学習支援ソフト等の活用、教員の情報活用指導力の向上を含めた学校教育におけるICT活用の実践力を強化する必要があります。

また、教員の業務負担を軽減し、働き方改革の実現を目指していくことが必須であることから、GIGAスクール構想の下での校務DXを加速させ、業務効率化の促進を図る必要があります。

#### (7)青少年の健全育成

青少年が、自律して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に



向けた家庭における取り組みを推進するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を行うことが求められています。

また、保護者が青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性やそれらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取り組み等について保護者に対する啓発活動を講じる必要があります。

#### (8) スポーツ・文化芸術団体との連携

子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める必要があります。

また、性別・年齢等に応じたスポーツ実施の普及啓発やスポーツの習慣化促進等を通じて、誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた国民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指すことが求められています。

#### (9) 生涯を通じた文化芸術活動の推進

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても重要です。

また、文化芸術を通じて、子供たちの豊かな心の育成を図るため、子供たちが一流の文化芸術に触れる機会や、地域において伝統文化等を体験する機会の確保、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進める必要があります。

そして、年齢や障がい等の有無、住んでいる地域等にかかわらず、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、文化芸術活動の積極的な展開を支援することが求められています。

#### (10) 社会教育施設の機能強化

公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設・施策や民間企業等との連携を推進するとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善、公民館等の社会教育施設における社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取り組みを推進することが求められています。

## 第3章 施策の展開

教育大綱で定める基本理念及び基本目標を達成するための基本方針に沿った56の施策とそれらの具体的な取組内容は次のとおりです。

### 【基本理念・基本目標・基本方針一覧】

基本理念 輝かせます！学びあふれる つるのまち

基本目標 1 知の資源と連携したまちづくり

基本方針 1 大学等と連携した教育施策を展開します

基本方針 2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

基本目標 2 生きる力を育む学校教育のまちづくり

基本方針 3 確かな学力と自立する力を育成します

基本方針 4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

基本方針 5 多様な学びの機会の充実と、  
安全に安心して学ぶことができる教育環境をつくります

基本方針 6 家庭・地域・学校が連携した教育を実現します

基本方針 7 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します

基本目標 3 地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり

基本方針 8 生涯にわたり学び続けることができる環境を実現します

基本方針 9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します

基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術を振興します

## 基本方針1 大学等と連携した教育施策を展開します

### 1 現状と課題

本市には、「知の拠点」である公立大学法人都留文科大学と山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス、健康科学大学看護学部の3つの高等教育機関と県立都留興譲館高校が立地し、幼稚園、保育園から大学院に至るまで、それぞれの知的資源と人的資源を活用した学習プログラムの提供により、生涯を通じて学び、質の高い学習内容を求める市民ニーズに応えることのできる環境が整っています。

本市が掲げる「教育首都つる」の実現に向けては、これらの市内教育機関等との連携強化や「大学コンソーシアムつる」等を積極的に活用し、本市の特徴を最大限に生かした教育プログラムの構築が求められています。

また、地域課題解決に向けた産学官連携や質の高い教育・研究の成果を享受できる持続可能な環境づくり、子供たちの学習活動の充実や学校等が抱える課題の解決に向け、本市では、大学等の持つ専門性を学校教育等に生かすことが可能であり、都留文科大学の学生によるSAT 活動に加え、学習指導員による学習支援等の活動による児童生徒の学習習慣の定着や、大学施設等を利用した体験学習の機会の提供など、高等教育機関とのさらなる連携が期待されます。

さらに、幼保小の架け橋プログラムを推進することにより、協働して子供の発達や学びをつなぐ教育課程を編成するとともに、その取り組みが持続的・発展的に行われるよう、幼児期から小学校生活への円滑な接続や小中学校間の交流など、異校種間の連携の充実を図る必要があります。

### 2 施策の内容

基本目標1 知の資源と連携したまちづくり	
基本方針1 大学等と連携した教育施策を展開します	
施策項目	具体的な取組内容
(1)「教育首都つる」の推進に向けての拠点の整備・連携	魅力ある教育環境の整備 ◎「教育首都つる」を推進するため、市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・都留文科大学・健康科学大学看護学部・県立産業技術短期大学校都留キャンパス等の連携を強化するなど、多様な面から教育環境の充実を図ります。

<p>(2) 都留文科大学との連携強化</p>	<p>都留文科大学との教育研究の連携強化</p> <p>◎都留文科大学が持つ教育に関する知見を有効に活用するため連携を強化し、市内小中学校と大学の教育研究を推進します。</p> <p>大学教授等の参加による校内研究会等の推進</p> <p>◎大学教授等を校内研究会等に招聘し、共同研究及び指導・助言を通して教育の質の向上に取り組みます。</p> <p>都留文科大学連携推進事業の推進</p> <p>◎子供を主体とした魅力ある授業の展開に向けて、研究指定校・附属学校において授業改善を進め、公開研究会を開催し、その成果を市内小中学校が共有できる体制を構築します。</p>
<p>(3) 質の高い教育の推進</p>	<p>市内にある3つの高等教育機関との連携</p> <p>◎出前講座等による高等教育機関と小中学校との学校間連携を通じ、児童生徒の進路学習や自己の将来を考える機会を提供するとともに、教員の指導力向上に取り組みます。</p> <p>◎高等教育機関の知的資源及び人的資源等を活用して、社会人向けの学びの機会を提供する市民大学事業「シリアスカレッジ」を実施します。</p> <p>学生アシスタントティーチャー(SAT)との連携</p> <p>◎市内小中学校と都留文科大学が連携し、大学のカリキュラムである「学生アシスタントティーチャー(SAT)」を活用する中で、子供たちへのよりきめ細かな教育支援体制を整備します。</p>
<p>(4) 幼保小連携の推進</p>	<p>幼児教育から小学校教育への円滑な移行</p> <p>◎子供たちの発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育園、保護者、地域、大学等の専門機関との研修会等の実施により、各機関の双方向の連携を推進します。</p>

	◎幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた「幼保小の架け橋プログラム」の取り組みを推進します。
(5)市内知的資源の市民への還元	<p>大学等と地域との協働の推進</p> <p>◎まちづくり交流センターと市内高等教育機関が連携することにより、市民と大学等の交流を積極的に進め、地域の活性化を図ります。</p>

### 3 目標指標

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
高等教育機関及び高等学校、企業との連携	市内小中学校が高等教育機関及び高等学校、企業と連携し、出前講座及び体験授業などを実施した回数	30回	40回	50回
都留文科大学と小中学校との連携	都留文科大学の教授等を校内研究会等に招聘し、共同研究及び指導・助言を受けた学校数	2校	5校	9校

## 基本方針2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

### 1 現状と課題

外国語によるコミュニケーション能力や主体性・積極性、異文化理解の精神等を子供たちが身に付けていくためには、多彩な背景を有する国内外の人々と出会い、多様な価値観に触れ、将来の挑戦・活躍へのモチベーションを高められる取り組みを進めるなど、グローバルな視野で活躍するための資質や能力の育成が求められています。

また、社会のグローバル化が進む中では、英語による日常会話や簡単な情報交換ができる基礎的なコミュニケーション能力の育成が求められており、国際共通語である英語を基礎とした「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく育成するなど、地域全体で英語教育に対する戦略的な取り組みが必要とされています。

一方、子供たち一人ひとりが生きる力を身に付け、社会的自立の基礎を培いながら、社会人・職業人として自立を促すことができるよう、発達段階に沿った継続的かつ組織的・系統的な「キャリア教育」に取り組むことで、将来に対して夢や希望を抱き、学ぶことや働くことの意義を理解し、意欲を高め、社会で自立して生きていく力を育むことが重要です。

これからの時代を生き抜くための「生きる力」を育む教育を実現していくためには、市内小中学校が幼稚園・保育園から大学院までの各教育機関やそれぞれの地域と有機的に連携し、本市ならではの多様な学習機会を提供することが求められています。

また、これらの資源を最大限活用する中でキャリア教育を効果的に展開していくためには、郷土の伝統や文化などに触れながら、郷土への誇りや愛着を持ち、自分自身の人生の原点とするとともに、国際的視野を持って多様な人々と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を養うなど、グローバルに活躍できる人材を育成することが重要となります。

### 2 施策の内容

基本目標1 知の資源と連携したまちづくり	
基本方針2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します	
施策項目	具体的な取組内容
(1)外国語教育の充実	外国語コミュニケーション力の強化 ◎外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成に向けて、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の学習到達目標に応じた授業を実践します。  専科教員及び外国語指導助手(ALT)による英語指導 ◎小学校英語専科教員と外国語指導助手(ALT)が連携して、小学校の外国語の授業や活動を行うことにより、ネイティブな発音に触れることによるコミュニケーション能力

	<p>や英語力を養うとともに、次世代を担う子供たちが国際的な感覚を身に付け、英語や外国語文化に興味を持てる取り組みを実施します。</p> <p>幼保小連携による切れ目ない英語教育の推進  ◎令和6年度から宝保育所にて試験的に実施している「小学校英語教育事前準備プログラム」事業について、外国人と触れ合う機会の創出を図るとともに英語教育の充実を推進するため、希望する市内幼稚園・保育園と連携し実施を目指します。</p> <p>検定受験による英語力の向上  ◎実用英語技能検定の受験に要する費用を助成することで、児童生徒の英語に対する興味関心を高め、コミュニケーション能力及び英語力の向上を目指します。</p>
<p>(2) 多様なニーズに対応した教育機会の提供</p>	<p>グローバル人材の育成  ◎オンラインでの交流や留学支援制度など様々な取り組みにより、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材を育成します。</p> <p>都留文科大学留学生との交流の促進  ◎都留文科大学の交換留学生と児童生徒の交流を深め、子供たちが異なった言語や文化に興味や関心を持てるよう異文化に触れる機会を提供します。</p>
<p>(3) キャリア教育の推進</p>	<p>体系的・系統的なキャリア教育の推進  ◎職場体験・インターンシップなどの体験的な活動を効果的に活用し、家庭や地域住民、企業や関係諸機関と連携しながら、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、キャリア教育で育成すべき基礎的・汎用的能力を育成します。</p>

	<p>キャリア・パスポートの活用</p> <p>◎児童生徒が学びの記録として「キャリア・パスポート」を活用し、児童生徒が自らの学習やキャリア形成を振り返ることにより主体的に学びに向かう力を育み、自分らしい生き方の実現を目指します。</p> <p>民間企業等との連携によるキャリア教育の推進</p> <p>◎子供たちが夢や希望、目標を持って学ぶことができるよう、民間企業等の協力を得て、ものづくりなどの体験活動、職場見学、職場体験学習等の充実を図ります。</p>
<p>(4) 伝統・文化に関する教育や文化活動の充実</p>	<p>郷土愛を育む教育の推進</p> <p>◎児童生徒が、探究学習等により地域に根ざした伝統・文化・歴史・環境・産業等について学ぶ機会を設定することで、ふるさと都留市への関心と理解を深めるとともに、地域の創り手としての育成を図ります。</p> <p>教材を活用した伝統・文化に関する教育の推進</p> <p>◎小学校で使用する「社会科副読本」のデジタル化を進め、最新の情報を網羅した地域学習を実施し、伝統・文化に関する教育を推進します。</p> <p>文化芸術についての理解促進</p> <p>◎演劇鑑賞会や親善音楽会などの表現活動や鑑賞活動を通して、文化芸術についての理解を深め、豊かな情操を育みます。</p> <p>学校と文化施設等との連携</p> <p>◎市内外の文化施設等の教育普及活動と連携し、児童生徒の芸術に関する感性や郷土の歴史、文化への理解を育みます。</p>



### 3 目標指標

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
英語の到達度に 係る状況	中学校卒業段階で CEFR A1 レベル相当 以上を達成した生徒の 割合	32.5%	40.0%	50.0%
将来の夢や目標 を持っている状 況	全国学力・学習状況調 査における「将来の夢 や目標を持っています か」の設問に「当ては まる」「どちらかといえ ば当てはまる」と回答し た児童生徒の割合	小学校 83.8% 中学校 67.7%	小学校 85.0% 中学校 69.0%	小学校 86.0% 中学校 70.0%

## 基本方針3 確かな学力と自立する力を育成します

### 1 現状と課題

社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0 時代」など先行き不透明で予測困難な時代が到来し、将来の予測が困難な VUCA(変動性・不確実性・複雑性・曖昧性)と言われる時代を生きる人材を育てるためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、他を尊敬し多様な人々との協働を促す教育を形成する必要があります。

また、現行の学習指導要領では、子供たち一人ひとりが予測できない変化に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を見だし、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要であるとした上で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を重視しています。

さらに、GIGA スクール構想により1人1台端末が全ての学校に整備され、児童生徒が自分の端末を日常的に活用することで、児童生徒一人ひとりの学習進度に沿った振り返りや発展的な学習への広がり生まれ、「個別最適な学び」が可能となっています。

また、学校でも家庭でも、行事等の校外学習の場でも自由に1人1台端末が活用でき、子供たち一人ひとりの状況やニーズに応じたよりよい教育環境の実現により、日常的な活用において子供たちの学びの質を向上させることが求められています。

一方、今後さらなる少子化の進行により、児童生徒数が減少し続ける中、子供たちが互いに意見を練り合う、協力・協働的な学びの保障と、ある程度の「多様性」と「汎用性」を満たしている学習環境を担保するため、本市では1学級の最低人数の下限の目安を 12 人とし、その下限を満たさない小中学校について、基本的に小学校の場合は同一中学校区の小学校と、中学校の場合は、近隣中学校と統合することとしています。現状では、都留文科大学附属小学校がこの基準を満たしていないことから、令和9年度に谷村第一小学校へ統合することとしています。今後も児童生徒数の推移を見ながら、他の学校の学校規模の適正化についても順次検討していく必要があります。

また、学校規模の適正化の進捗と並行し、義務教育9年間を見通した教育課程の実現を目指し、市内小中学校において、地域の実態や課題に即した小中連携教育を推進するとともに、児童生徒の交流活動や交流行事の充実を図っていきます。

## 2 施策の内容

基本目標2 生きる力を育む学校教育のまちづくり 基本方針3 確かな学力と自立する力を育成します	
施策項目	具体的な取組内容
(1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着	<p>個に応じたきめ細かな指導の充実</p> <p>◎全ての教職員が個々の児童生徒理解を徹底し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を図ります。</p> <p>◎全ての教員が相互に授業を参観し、研修する体制を構築し、分かりやすく楽しい授業を行うための工夫・改善に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じた学びを支援するなど、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。</p> <p>教員の指導力向上</p> <p>◎児童生徒の学びの状況について、全国学力・学習状況調査等により客観的に把握し、学力定着・向上検討委員会での分析・考察を効果的に活用するなど、学校の教育力の向上を図ります。</p> <p>◎学校と指導主事との連携により、教員の指導力・評価力の向上を図り、授業の改善と児童生徒の学力向上を図ります。</p>
(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	<p>児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成</p> <p>◎全国学力・学習状況調査、県学力把握調査、総合学力調査等の結果から課題を明確にする中で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、児童生徒の学習に対する達成感や目的意識を醸成します。</p> <p>指導の個別化と学習の個性化による子供主体の学びの充実</p> <p>◎児童生徒一人ひとりの興味や関心を把握し、特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定をするとともに、適切な学習活動や学習課題に取り組む機会を提供し、子供主体の学びを充実させます。</p> <p>達成感のある授業を行うための指導方法の研究</p> <p>◎体験的な学習や課題解決型の探究活動における教科等の横断的な視点を取り入れ、自ら課題を設定し学習活動を選択</p>

	<p>するなど、児童生徒の興味関心を生かした自主的・自発的な学習を促す授業づくりを推進します。</p> <p>◎学習活動において学びの過程や成果を適切に評価し、資質能力の育成に生かすよう指導と評価の一体化を図ります。</p> <p>◎家庭生活や社会の課題を通して、思考力・判断力・表現力を育む指導方法を研究します。</p>
(3) 学校経営への支援	<p>指導環境の整備</p> <p>◎指導主事による研修の実施及び校長等の管理職へ研修履歴を活用した研修会への積極的な派遣が行えるように支援します。また、各学校に配属している教員の強みを学校経営に生かしていけるよう指導・助言を行います。</p>
(4) 教職員等の支援体制の充実	<p>きめ細かな支援体制の充実</p> <p>◎児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図るため、市費負担教員・教員補助員・学習指導員を配置し、一人ひとりのニーズに応じた学習支援策を講じていきます。</p> <p>地域人材の活用による学習環境の充実</p> <p>◎都留文科大学の教員志望の学生や退職教員等地域の幅広い人材と連携する中で、児童生徒の学習サポートや放課後の補習、学習活動の支援を行う教員補助員や学習指導員等を配置し、児童生徒の基礎学力の定着や向上を図ります。</p>
(5) 言語活動の充実	<p>国語力の向上</p> <p>◎主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、学習の過程に各教科等の特性に応じた言語活動を取り入れ、社会生活の中で必要な言語能力を向上させます。</p> <p>新聞等の活用</p> <p>◎新聞等を活用し、児童生徒が生きていく社会を教材に取り入れ、課題を見つけ、考え、解決する力を培う活動を推進します。</p>

<p>(6)教科等横断的な学習や探究的な学習の充実</p>	<p>教科等横断的な学習や探究的な学習の充実</p> <p>◎「STEAM 教育」などの教科等横断的な学習や探究的な学習を通して、各教科で身につけた知識、技能を活用し、物事を多角的に捉える力、思考力、判断力等を育成します。</p>
<p>(7)より良い教育環境を整備するための学校規模の適正化</p>	<p>都留文科大学附属小学校の統合</p> <p>◎都留市小中学校等適正規模審議会からの答申を受け定めた、本市の1学級の最低人数の下限(4人×3班=12人)を下回っている都留文科大学附属小学校について、令和9年4月を目途に谷村第一小学校へ統合します。</p> <p>学校再編の推進</p> <p>◎これからの社会を生き抜く子供たちの資質や能力を育むため、学校規模の適正化による教育環境の充実を進めます。</p>
<p>(8)GIGA スクール構想の推進</p>	<p>ICT を活用した分かりやすい授業の展開</p> <p>◎教育用デジタルコンテンツの開発・収集を積極的に推進し、優良な教育情報の提供と ICT を活用した分かりやすい授業を展開します。</p> <p>◎1人1台端末を活用した授業改善に取り組むとともに子供主体の授業づくりに向けた効果的な活用を推進します。</p> <p>◎ICT 環境を活用した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と誰一人取り残すことのない、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を目指します。</p> <p>◎デジタル教科書や PC を活用したドリル教材等を活用し、個々の児童生徒の学習状況に応じた学習の推進を図ります。</p> <p>教員の ICT を活用した指導力向上</p> <p>◎市情報教育研究委員会にて ICT 環境整備計画の推進、教員研修や授業実践例の共有、デジタル教材の利用状況の把握、授業における ICT 活用方法の研究を行い、全ての教員の ICT を活用した指導力の向上を図ります。</p>

### 3 目標指標

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
国語への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査における「国語の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 59.9% 中学校 59.1%	小学校 63.0% 中学校 63.0%	小学校 65.0% 中学校 65.0%
算数・数学への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査における「算数・数学の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 49.1% 中学校 55.4%	小学校 61.0% 中学校 61.0%	小学校 63.0% 中学校 63.0%
課題解決に向けて自分から取り組んでいると肯定的に回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における「授業中、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 78.8% 中学校 81.2%	小学校 80.0% 中学校 82.0%	小学校 82.0% 中学校 83.0%
授業において1人1台端末などのICT機器を週3回以上活用している児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における「授業でPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」の設問に「ほぼ毎日」「週3回以上」と回答した児童生徒の割合	小学校 59.9% 中学校 22.0%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

1人1台端末の活用状況	全国・学力学習状況調査において、「学校の授業時間以外に平日1日当たり30分以上勉強のためにPC・タブレットなどのICT機器を活用する」と回答した児童生徒の割合	小学校 45.9% 中学校 41.4%	小学校 50.0% 中学校 45.0%	小学校 55.0% 中学校 50.0%
-------------	---	------------------------	------------------------	------------------------

## 基本方針4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

### 1 現状と課題

子供たちを取り巻く社会の状況が大きく変化する中においては、一人ひとりの児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

このためには、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力等の育成を図り、一人ひとりの可能性を伸ばしていくことが課題となっています。

しかしながら、これからの時代は、少子化や核家族化により、人々のつながりや共同体意識の希薄化が表面化するとともに価値観が多様化する中で、豊かな心や社会性を身に付けること、自己実現の喜びを体験することなど、自己肯定感を得ることが難しい状況が考えられます。

また、インターネットやテレビ等を介して感覚的に学びとる「間接体験」、シミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「擬似体験」の機会が圧倒的に多くなった今、子供たちの成長にとって負の影響を及ぼしていることが懸念されています。

そのため、児童生徒の自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と人のつながり、利他性、社会貢献意識などの協調的な要素とのバランスを図り、「調和と協調」に基づく教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上を推進していく必要があります。

### 2 施策の内容

基本目標2 生きる力を育む学校教育のまちづくり 基本方針4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します	
施策項目	具体的な取組内容
(1) 道徳教育の推進	学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実 ◎道徳教育の全体計画の整備や改善を図り、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させます。 ◎小中学校では、「特別の教科 道徳」の授業づくりに関する研究会などを通じて道徳授業の改善を進め、自己の生き方についての考えが深められるよう「考え、議論する道徳」の授業を展開します。 ◎いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善を図るとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法の在り方について研究を進めます。



<p>(2)環境教育の推進</p>	<p>環境教育の充実</p> <p>◎SDGs の理念や役割について子供たちが考える機会の提供に努めるとともに、持続可能な開発目標の視点から環境をはじめとする社会の諸問題を考える学習を推進します。また、総合的な学習の時間等での子供の体験活動の充実を図り、学校だけでなく家庭、地域等と協働した取り組みを推進します。</p> <p>◎「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進と持続可能な地域社会の構築に寄与する環境教育の基盤づくりを推進します。</p>
<p>(3)豊かな体験活動の推進</p>	<p>体験を重視した教育の推進による自己肯定感の向上</p> <p>◎各教科等において、自然体験や社会体験、ボランティア活動、地域の人々との交流活動、動植物とのふれあい等、「直接体験」を重視した系統的な教育を推進し、子供の自己肯定感の向上を図ります。</p> <p>地域の優れた指導者等との連携</p> <p>◎各教科の授業において地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人など、専門家や関係団体と教員が協力して、指導する取り組みを進めます。また、部活動指導員に地域の優れた外部指導者を配置するとともに、経験のある大学生等の協力を得て、教員の働き方改革と充実した部活動指導の両立を実践します。</p>
<p>(4)読書活動の充実</p>	<p>読書活動を取り入れた授業等の実施</p> <p>◎読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、学年を越えた読書交流、また、目的に応じて本を読んだり、本や新聞などから情報を得て活用したりするなど、読書活動を取り入れた授業等を行い、読書量の増加を図ります。</p> <p>読書活動をより活発にするための取り組み</p> <p>◎一斉読書等の継続的な取り組みや読み聞かせ等の実施、親子読書の呼びかけ、推薦図書を紹介等により、読書活動をより活発にします。</p>

	<p>◎学校における図書委員をはじめ、児童生徒による読書リーダーを養成し、校内読書活動を充実します。</p> <p>学校図書館の計画的な整備</p> <p>◎学校図書館の計画的な整備を進めるとともに、国、県及び市の「子ども読書活動推進計画」等に沿った整備を充実させます。また、言語活動の充実に資する読書活動や望ましい読書指導の在り方及び本の質・量を充実させます。</p> <p>◎全ての小中学校に引き続き学校図書館事務職員を配置し、図書事務の円滑な運営に努めるとともに研修会の充実を図ります。</p>
<p>(5)人権教育の充実</p>	<p>人権教育の充実</p> <p>◎学校の教育活動全般を通じた、系統的・組織的な指導計画の下、人権尊重の精神を培い、いじめの根絶を目指すとともに、児童生徒が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できることを目指す人権教育を充実させます。</p> <p>◎人それぞれの異なる価値観や特性などの多様性を尊重しながら、他者と協調して新たな価値を創造する力の育成に向けた取り組みを推進します。</p> <p>◎携帯電話、スマートフォン、タブレットなどの情報端末における SNS 使用上の新しい形のいじめに対しても未然防止に向け、保護者を含めた学習を徹底するとともに、インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりなど、情報モラルを身に付ける取り組みを行います。</p>
<p>(6)主権者教育等の推進</p>	<p>主権者教育の充実</p> <p>◎社会科をはじめ、道徳や特別活動での学習を通して、社会の仕組みやきまりの意義などについて学び、社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力を育成します。</p> <p>消費者教育の充実</p> <p>◎社会科及び家庭科の学習において、消費者教育や金融教育等を学び、主体的に判断し行動できる力を育みます。</p>

### 3 目標指標

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
自分には、よいところがあると回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における「自分には、よいところがあると思いますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 82.0% 中学校 80.6%	小学校 83.0% 中学校 82.0%	小学校 85.0% 中学校 84.0%
児童生徒への図書貸出冊数	児童生徒一人当たりの図書貸出冊数	小学校 135.3冊 中学校 18.6冊	小学校 140冊 中学校 20冊	小学校 150冊 中学校 30冊

## 基本方針5 多様な学びの機会の充実と、安全に安心して学ぶことができる教育環境をつくります

### 1 現状と課題

子供の抱える困難は、複雑化・多様化しており、多様なニーズや背景を有する子供たちに対して、合理的配慮の提供を十分に考慮した「個別最適な学び」の機会の確保や全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う「協働的な学び」の機会の確保など、主体的に学べる環境を構築するとともに、個々のニーズを把握していくことによる個に応じたきめ細かい指導・支援を通して、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの推進を図ることが求められています。

また、特別な教育的支援やいじめ、不登校への対応など、多様な教育ニーズに応えるためにも、個々の状況に応じた学びの実現を目指し、適切な指導及び支援を行うとともに、特に配慮の必要な子供や家庭に対し、教育相談や個別の支援を行うことで、安全に安心して学ぶことのできる教育環境の充実を図ることが必要です。

県内唯一の取り組みである「インターナショナルセーフスクール事業」では、科学的な根拠としての児童生徒自身による安全診断を基に課題を設定し、子供たち自身の安全力を高める活動に取り組みます。

また、児童生徒のけがやその原因となる事故等の予防及びいじめや不登校のない安全・安心な学校づくりに向けた主体的な取り組みを推進します。

学校施設の状況については、それぞれの小中学校施設が建築後 40 年以上を経過しており、今後大規模改修や更新の時期を迎える中で、快適な教育環境を整えるために計画的な老朽化対策を実施するとともに、「都留市公共施設等総合管理計画」における個別施設計画のひとつである「都留市教育施設長寿命化計画」により、計画的な施設管理を行う必要があります。

また、災害発生時の地域住民の避難場所としての利用やインクルーシブ教育の推進に必要な学校施設のバリアフリー化が求められており、誰もが安全で安心して学校生活を送ることができる学校施設の整備が必要となっています。

学校給食施設については、市内2校に設置されている単独調理場の老朽化が進行しており、安全安心な学校給食を提供するためには、今後の児童数の推移や学校統合なども見据えながら、全市的な観点から、効率的かつ効果的に整備・運用することが求められています。

また、保護者負担の軽減のため、学校給食費の無償化を実施しており、今後とも、子育てしやすい環境を継続していく必要があります。

## 2 施策の内容

<p>基本目標2 生きる力を育む学校教育のまちづくり</p> <p>基本方針5 多様な学びの機会の充実と、安全に安心して学ぶことができる教育環境をつくります</p>	
施策項目	具体的な取組内容
<p>(1) インターナショナルセーフスクール(ISS)の推進</p>	<p>インターナショナルセーフスクールの推進</p> <p>◎より安全安心な学校づくりに向けて、市、学校、地域、家庭で協働体制を構築し、児童生徒自ら安全を確保する力を育成するとともに将来の安全安心な地域づくりを担う人材を育成します。</p> <p>◎児童生徒の主体的な活動を支援し、学校内外におけるけがの防止をはじめ、主体性をもった防災への取り組み、いじめ・不登校防止への取り組みなど安心して学べる環境をつくる態度を養います。</p> <p>◎持続的な運営体制として、都留リーダーサミットやセーフコミュニティ都留、地域協働のまちづくり推進会等との更なる連携を図ります。</p>
<p>(2) 学校安全の推進</p>	<p>通学路の安全の確保</p> <p>◎児童生徒の通学路について、学校、国、県、市、警察等の関係機関と連携した「都留市通学路安全推進協議会」を設置し、合同点検やその安全対策を協議するなど、より安心して通学が行えるよう取り組みます。</p> <p>地域社会における学校安全への取り組み</p> <p>◎子供たちが安心して学校生活を送れるように、スクールガードリーダーを活用するとともに、地域協働のまちづくり推進会等と連携し、地域社会で学校の安全に取り組みます。</p> <p>安全・防災教育の充実</p> <p>◎学校における防災教育をはじめとした安全教育の指導力向上を図るとともに、安全・安心を確保するための教育を充実させます。</p>

	<p>◎危機管理マニュアル及び避難行動タイムライン、避難確保計画の見直し、避難訓練の実施など、更なる学校防災体制の強化構築に向けて取り組みます。</p>
<p>(3)学校施設の充実</p>	<p>安全で快適な教育環境の整備</p> <p>◎学校施設の改築や改修を計画的に進めるとともに、バリアフリー化をはじめ、トイレの洋式化や空調設備の設置、体育館等の照明のLED化等を実施し、安全で快適な教育環境を整備します。</p> <p>学校施設の長寿命化</p> <p>◎個別施設計画及び建物や設備の点検結果に基づき、不具合等が生じる前に予防保全型の施設管理を推進します。</p> <p>今後の学校給食単独調理場の在り方の検討</p> <p>◎老朽化している学校給食単独調理場の今後の在り方について方向性を見定め、学校給食の安全、安心な提供かつ効率的な運営に努めます。</p>
<p>(4)生徒指導の充実</p>	<p>魅力ある学校・学級づくりの推進</p> <p>◎問題行動の未然防止という視点から、道徳科や学級活動の時間に人権尊重・正義感や命の大切さなどを取り上げた教育の充実を図るとともに体験活動やボランティア活動、地域と連携した取り組みなど規範意識の育成等に重点を置き、魅力ある学校・学級づくりを推進します。</p> <p>◎全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、児童生徒一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支えるように働きかける「発達支持的生徒指導」を進め、課題未然防止に努めます。</p> <p>学校における指導・相談体制の組織的な整備</p> <p>◎学校における指導・相談体制を組織的に整備し、研修の結果を還元するなど、全教職員の共通理解を図り、適切な児童生徒理解に努めます。</p>

	<p>◎教職員間の指導体制や指導指針(改訂生徒指導提要等)の共通理解・共通実践を進め、チームによる適切で組織的な支援や早期対応を行います。</p>
<p>(5)いじめ相談体制の整備</p>	<p>「いじめ防止基本方針」に基づく取り組み</p> <p>◎「いじめ防止基本方針」に基づき、学校が家庭、地域、関係機関等と連携し、定期的にいじめ問題について協議する機会を設け、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知する等、未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。</p> <p>いじめに対する学校全体での取り組み</p> <p>◎いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識の下に、いじめ問題の未然防止のための取り組みを推進します。また、いじめアンケート調査等を実施し、いじめを認知した際には、早期対応・早期解決に向け、学校全体で取り組みます。</p> <p>小中学校の連携</p> <p>◎中1ギャップによる不登校問題やいじめ問題に対応するため、中学校区単位で情報交換等を行うなど小中学校の連携を強化します。</p>
<p>(6)特別支援学級等の充実</p>	<p>多様な教育的ニーズへの対応</p> <p>◎一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導が提供できるよう、特別支援学級や通級指導教室の適正な設置に努めます。</p> <p>◎支援を必要とする児童生徒のため、教育支援センターと連携し、必要に応じて教員補助員(支援員)を配置します。</p> <p>関係機関との連携</p> <p>◎学校と医療、福祉、保健等の幅広い関係機関と連携し、特別支援教育を総合的に推進します。</p>

<p>(7)教育相談の充実</p>	<p>教育相談体制の充実</p> <p>◎市教育支援センターの教育相談員による、児童生徒及び保護者に対して、来所や電話による相談のほか、家庭訪問や学校訪問を行うなど、教育や就学などにおけるきめ細かな相談・指導体制の充実を図ります。</p> <p>◎スクールカウンセラー活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業等と教育支援センターが連携した教育相談を充実します。</p> <p>◎本市独自のスーパーバイザーの派遣により、児童生徒、保護者、学校への支援を充実します。</p>
<p>(8)不登校対策の充実</p>	<p>スマイル教室の運営</p> <p>◎児童生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的自立ができるよう、学校、教育支援センターとの連携のもと、不登校対策に取り組めます。また、近年小学校低学年の不登校児童が増加傾向にあるため、現在小学校4年生からの入室を段階的に拡大していきます。</p> <p>小中学校生徒指導研究委員会による不登校対策の研究</p> <p>◎生徒指導上の課題である不登校について、各校の取り組みを共有し講師を招いて不登校について学び、各校での実践に生かすとともに、不登校について組織的な対応の研究を実施します。</p> <p>◎不登校の未然防止のために、きめ細かい実態調査を行い、情報を共有し、学校全体で適切な対応に取り組めます。</p>
<p>(9)保護者負担の軽減</p>	<p>公費負担の適正化</p> <p>◎保護者負担の軽減のため、学校給食費の無償化を継続し、子育てしやすい環境を推進します。</p> <p>◎学校間で格差が生じている保護者負担金を精査し、その解消に努めます。</p>



### 3 目標指標

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
インターナショナルセーフスクール実践校数	インターナショナルセーフスクールの取組宣言を実施した学校数	2校	4校	6校
学校内におけるけがの状況	保健室でけがの対応をした児童生徒一人当たりの回数	小学校 3.1 回 中学校 1.2 回	小学校 2.8 回 中学校 1.1 回	小学校 2.5 回 中学校 1.0 回
市内小中学校のトイレ洋式化率	トイレ洋式化進捗率	65.2%	88.0%	100%
いじめに対する認識	全国学力・学習状況調査における「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 95.5% 中学校 97.3%	小学校 96.0% 中学校 97.5%	小学校 100% 中学校 100%
不登校児童生徒への支援の状況	学校内外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合	小学校 36.5% 中学校 33.3%	小学校 50.0% 中学校 50.0%	小学校 75.0% 中学校 75.0%
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 60.8% 中学校 62.4%	小学校 65.0% 中学校 65.0%	小学校 67.5% 中学校 67.5%

## 基本方針6 家庭・地域・学校が連携した教育を実現します

### 1 現状と課題

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が必要不可欠であり、これからの学校は、開かれた学校から更に一步踏み出し、地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。

また、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。

本市でも、全ての小中学校に地域と連携・協働する体制を構築するためにコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取り組みを一層推進することにより、将来を担う子供たちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る、学校を核とした地域づくりを推進していくこととしています。

このような学校運営には、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められています。

また、子供たちの様々な体験活動は、自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資するものであり、体験を通して他者と協働することにより、共生社会の実現にもつながる意義を有していますが、コロナ禍を契機にその機会が減少しています。そのため、家庭環境や障がいの有無等にかかわらず、全ての子供が体験活動の機会を得られるよう、その充実を図るとともに、子供の体験活動に取り組む各種団体の支援が必要になっています。

### 2 施策の内容

基本目標2 生きる力を育む学校教育のまちづくり 基本方針6 家庭・地域・学校が連携した教育を実現します	
施策項目	具体的な取組内容
(1) 学校を核とした人づくり・地域づくりの推進	地域と学校の協働体制の構築 ◎ 学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」を計画的に導入します。 ◎ 幅広い地域住民等が参画し、地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動を推進する体制を整備します。

	<p>地域活動や体験活動への支援</p> <p>◎全小学校区に放課後や休日の子供たちの安全・安心な活動拠点である「放課後子ども教室」を設置し、地域住民の参画を得て、様々な体験活動、交流活動、文化活動等の機会を提供します。また、放課後児童クラブ(学童保育)と連携した総合的な放課後対策を推進します。</p>
<p>(2)家庭教育支援の充実</p>	<p>家庭教育支援の充実</p> <p>◎相談総合窓口である教育支援センターにおいて、家庭教育や子供の発達などに関する悩みや不安に対し、必要な助言を行います。</p> <p>◎家庭における学習習慣の定着を支援するため、「放課後子ども教室」等を活用した児童の学習の場を設け、地域の人材を活用した学習支援活動を実施します。</p> <p>◎青少年の育成者である親をはじめとする大人のモラル向上や、青少年を取り巻く諸問題の理解のため、青少年育成都留市民会議等の協力を得て、講演会や学習会を開催します。</p>
<p>(3) 青少年の体験活動の充実</p>	<p>「放課後子ども教室」の充実</p> <p>◎放課後や休日の子供たちの安全・安心な活動拠点である「放課後子ども教室」において、地域協働のまちづくり推進会をはじめとする地域の大人や大学生等と連携する中で、必要な指導員数を確保し、様々な体験活動・交流活動を実施します。</p> <p>「のびのび興譲館」の充実</p> <p>◎子供たちが自主的に集い、様々な体験活動を通して仲間づくりを行い、主体性や創造性を持ちながら、健やかにたくましく成長していくことを目的に設置した「のびのび興譲館」の充実を図ります。</p> <p>次代を担う青少年の健全育成</p> <p>◎次代を担う青少年の健全育成を図るため、都留市青少年総合対策本部と、青少年健全育成活動を行う各種団体との連携を推進します。</p>

	<p>◎青少年の体験活動、ボランティア活動、地域活動への参加が促進されるよう、育成会等の組織を支援していきます。</p> <p>指導力の向上</p> <p>◎青少年育成都留市民会議と青少年育成推進委員及び各地区育成会連絡協議会との情報交換の場を設けるなど連携強化に努め、青少年の体験活動や青少年問題等に関する研修会を実施し、指導力の向上を図ります。</p> <p>社会教育施設等の活用</p> <p>◎社会教育施設その他の公共施設を有効活用し、青少年の豊かな体験活動を推進します。</p>
(4) 子供の読書活動支援	<p>子ども読書活動推進計画等の推進</p> <p>◎国や県、市で策定する「子ども読書活動推進計画」等に沿ってすべての子供たちが読書に親しむ環境を整備します。</p> <p>「家読(うちどく)」運動の推進</p> <p>◎読書習慣でコミュニケーションを図り、家族の絆を強める「家読」により、家族ぐるみで読書に親しむ活動を推進します。</p> <p>市立図書館による読書活動機会の提供</p> <p>◎子供に対し読書を促す「子ども読書活動支援事業」を推進し、「セカンドブック」、「サードブック」等を通して子供たちに質の高い読書活動の機会を提供します。</p>
(5) 青少年の健全育成	<p>青少年を取り巻く社会環境の健全化</p> <p>◎青少年を取り巻く社会環境の実態把握及び青少年の非行・被害防止活動、環境浄化活動など、青少年健全育成のための市民運動の活性化を図ります。</p>

### 3 目標指標

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
コミュニティ・スクールを導入した小中学校数	コミュニティ・スクールを導入しているもしくは導入に向けた取り組みを行っている学校の割合	小学校 71.4% 中学校 33.3%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
コミュニティ・スクール等の仕組みを生かして、保護者や地域の理解を深める取り組みを行っている小中学校の割合	全国学力・学習状況調査における「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取り組みによって、学校と地域や保護者の相互理解は深まりましたか」の設問に「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した学校の割合	小学校 71.4% 中学校 66.7%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
「放課後子ども教室」指導者数	指導員やボランティアとして「放課後子ども教室」の活動に関わった大人の延べ人数(学生を含む)	1,267 人	1,680 人	1,680 人
市立図書館の小学生の登録状況	小学生の利用者カードの登録割合	71.0%	73.0%	80.0%

## 基本方針7 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します

### 1 現状と課題

教員が児童生徒一人ひとりに向き合い、主体的な学びを支援する役割を果たすため、校務の適正化・効率化など、業務改善に取り組むことで長時間勤務を解消し、働き方改革を推進していく必要があります。

具体的には、教員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、自らの人間性や創造性を高め、教員がその高い専門性を大いに発揮できる環境を整備することが重要です。

また、すべての子供たちへのよりよい教育を目指した学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図り、教員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教員のウェルビーイングを向上させることも目標としています。

学校における働き方改革の更なる加速化に向けては、教員が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うため、教員が教員でなければできないことに集中できるようにすることが重要であり、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく学校・教員が担う業務の適正化を図り、部活動の見直し、ICT 活用による業務効率化など様々な取り組みを徹底していく必要があります。

このような業務の適正化を進めるに当たっては、業務の一部を他の職員（事務職員、支援スタッフ等）と分担し、協働していくことの徹底により、「チーム学校」を実現していくことが必要不可欠であるため、このことが働き方改革と教育の更なる質の向上の両立につながるとの共通認識を持ち、学校の組織体制の在り方を見直すことが必要です。

また、デジタル教科書・教材・学習支援ソフトの活用に向けた取り組みの推進など、ICT 環境の更なる充実を図るとともに、ICT 支援員や教頭マネジメント支援員等の配置の充実、GIGA スクール運営に係る体制の強化等により、GIGA スクール構想の下での校務 DX を加速させていく必要があります。

働き方改革は、各主体が自分事として、在校等時間の長時間化の背景や要因を考慮しつつ、従来の慣習や固定観念にとらわれることなく、取り組みのスクラップアンドビルドを改めて徹底し、「まずは取り組む」ことを優先し、柔軟かつ機動的に見直しを重ね対策を講じていく必要があります。

### 2 施策の内容

基本目標2 生きる力を育む学校教育のまちづくり	
基本方針7 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します	
施策項目	具体的な取組内容
(1)多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成	支援スタッフとの連携・協働の推進 ◎支援を必要とする子供に対応する専門スタッフや教員の業

	<p>務を支援するスタッフ等、多様な人材の配置に努め、教員が子供に向き合う時間や教職員の学ぶ時間を確保し、教育の更なる質の向上を図ります。</p> <p>◎多様な専門性を持つ人材やサポートスタッフ等と効果的な連携・業務分担の明確化を図りながら、チーム学校を実現するための体制構築に取り組むとともに、教職員が専門性を発揮し、新たな時代の教育に対応する質の高い教育活動を展開します。</p> <p>◎学校における働き方改革や学校の指導・運営体制の確立を目指すことで、教職員が心身ともに充実し、研修や学ぶ時間を十分に確保できる環境を構築することによって、自己の資質・能力等が高められるようにし、生き生きと子供たちと接することができる環境の整備を推進します。</p>
<p>(2)ICT を活用した業務改善の推進</p>	<p>ICT 環境とスキルアップ研修の充実</p> <p>◎業務の効率化・適正化に向けて、ICT 環境の整備や活用により、教育現場における DX を始めとする働き方改革を積極的に推進します。</p> <p>◎ICT の利活用による教育活動の充実を図るため、ICT 支援員などの外部人材の活用と教員の ICT スキルの向上に資する研修会等を積極的に実施します。</p>
<p>(3)教職員のメンタルヘルス対策と労働安全衛生管理の充実</p>	<p>労働安全衛生管理体制の充実</p> <p>◎教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できるよう、セルフケアの推進、管理職等によるラインケアの充実、良好な職場環境の醸成等に取り組むとともに、ストレスチェック制度を活用することで効果的・効率的なメンタルヘルス対策に努めます。</p>
<p>(4)学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進</p>	<p>業務分担の明確化</p> <p>◎国が示す「学校や教師が担う業務に係る3分類」に基づく、教員が取り組むべき業務以外の部分について、役割分担の明確化に取り組みます。</p> <p>◎各学校において、授業時数や会議の見直し、業務の効率化、学校行事や部活動指導員の配置による部活動の負担軽</p>

	<p>減、校内組織の見直し、地域人材活用等の学校の働き方改革について計画的な取り組みを推進し、教員が教材研究等に注力できる環境と子供と向き合うための時間の確保に取り組みます。</p> <p>◎学校プールの管理等については、3分類の考え方に照らせば、原則「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」であり、学校プールの管理業務等に関する教員の負担軽減を図る取り組みとして、民間業者への委託など有効な方策を検討します。</p> <p>学校事務及び業務の効率化の推進</p> <p>◎超過勤務者が固定化する傾向があることから、長時間勤務につながる課題を分析するとともに、引き続き、着実な教員の勤務時間管理や勤務時間を意識した働き方改革の推進を図るための特定の課題について検討する学校間連携ワーキングチームを設置し、学校業務の見直し等を行います。</p> <p>◎学校現場への文書事務を削減する「文書半減プロジェクト」の更なる推進と電話等の対応の効率化を図る中で教員が子供と向き合う時間の確保を目指します。</p>
<p>(5) 学校のマネジメント体制の強化</p>	<p>学校間連携の取り組みの促進</p> <p>◎事務職員が組織的に業務を処理できる「共同学校事務室」の活性化を図り、学校マネジメント機能の強化に資するよう、総務・財務事務の効率化に取り組むことはもとより、教員等との適切な連携・分担を進め、その専門性を生かした、より主体的・積極的に校務運営に参画する体制整備を行います。</p> <p>教頭マネジメント支援員の配置</p> <p>◎教頭の負担軽減を図るとともに、学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置に努めることにより教職員への指導監督や体制を構築することを通して、教職員の働き方改革を推進します。</p>



### 3 目標指標

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
月あたりの正規勤務時間を80時間以上超過する教員の割合	「教職員の勤務状況調査」において、時間外在校等時間が月80時間を超過している教員の割合	小学校 15.4% 中学校 35.5%	小学校 0% 中学校 0%	小学校 0% 中学校 0%
ICTを活用した校務等の効率化の割合	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力を持つ教員の割合	小学校 89.2% 中学校 88.0%	小学校 89.5% 中学校 88.5%	小学校 90.0% 中学校 90.0%

## 基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境を実現します

### 1 現状と課題

生涯学習は、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的な意思に基づき生涯を通して行うものであり、長寿化が進展する人生100年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながるという重要な意義を持っています。しかし、現在、主に生涯学習活動を行っているのは女性の高齢者層が多く、現役世代の男性の参加が少ない傾向が見られます。また、生涯学習に関する情報に触れる機会が少ないため、生涯学習に興味・関心を持つきっかけがないという人の割合も高くなっています。

このような現状から、年齢や職業等に関わらず、誰もがいつでも学ぶことができる環境と多様な学びの機会を整備し、様々な媒体を活用して、学習情報を分かりやすく発信・提供していく必要があります。

また、社会人の学び直し(リカレント教育)や、ライフステージの変化に応じた学びなど、人生の各場面で生じる個人や社会の課題解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て、継続的な学びにつながるような環境づくりが必要です。

さらに、これからの生涯学習は、自分のために学ぶだけにとどまらず、学習の成果を社会に還元していくことが期待されています。日頃の学習成果を発表する場を拡充するとともに、学習から得られた知識や技術、仲間とのつながりを活かし、地域のボランティア活動や各種講座などの指導者として活躍すること、また、そのような社会参加が学習者の生きがいにつながっていくという循環の仕組みを作ることが重要となります。

地域住民が共に学ぶ社会教育は、地域コミュニティの形成、維持に欠かせないものであり、社会教育による学びを通して作り出される人との「つながり」や「かかわり」は、地域づくりの基盤となります。公民館や図書館等の社会教育施設は、地域の社会教育の拠点として、その果たす役割を明確化し、機能の強化を図ることが重要であり、その際には、多様な立場にある人々の社会的包摂の観点からの対応が求められています。

### 2 施策の内容

基本目標3 地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり	
基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境を実現します	
施策項目	具体的な取組内容
(1) 多様な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の充実	生涯学習機会の拡充 ◎市民の学習ニーズを掘り起こし、生涯にわたり学びを通して生きがいとやりがいを持ち、充実した生活を送れる環境をつくります。 ◎現代社会の課題や地域の課題などの解決に向けて市民が主体的に行動できるよう、情報や学習機会を提供します。

	<p>生涯学習推進体制の充実</p> <p>◎中央公民館、市立図書館、ミュージアム都留等が相互に連携するとともに、都留文科大学その他の学術機関との連携を更に強化し、生涯学習推進のための取り組みを実施します。</p> <p>「ふれあい講座」の充実</p> <p>◎市の施策の周知や地域課題への対応、高齢者の健康づくりなど、市民の自主的な学習ニーズに応える「ふれあい講座」のメニューを充実します。</p> <p>多様な世代の学習ニーズに応える環境の充実</p> <p>◎「はつらつ鶴寿大学」を開校し、高齢期の豊かな人生の実現を図り、学びを通して地域の活性化に寄与する人材を養成します。</p> <p>◎大学コンソーシアムつると連携した市民大学事業「シリウスカレッジ」を開校し、社会人が学ぶ機会を保障するとともに、幅広い学びと受講生同士の交流を通して視野を広げ、地域課題の解決や地域の活性化に寄与する人材を養成します。</p>
<p>(2)生涯学習環境の充実</p>	<p>市立図書館機能の充実</p> <p>◎市民の多様な学習ニーズに応じた蔵書を整備し、有効活用できるよう利用支援のサービス体制を整えます。また、求めに応じた文献調査等により市民の生涯学習活動を支えます。</p> <p>◎生涯学習活動の成果発表の場として、市民に図書館の展示スペース等を提供し、学習意欲の向上と継続学習を支えます。</p> <p>◎学校図書館と連携して、国、県及び市の「子ども読書活動推進計画」等に沿って子供たちの読書環境を整えます。</p> <p>◎図書館まで来られない方への代替措置として、貸出文庫の申請をされた団体(地域コミュニティセンター等)に対し、貸出文庫の巡回を行い、広く市民に貸出ができる環境整備に寄与し、市民の読書意欲の向上を支えます。</p>

	<p>ミュージアム都留の機能充実</p> <p>◎市民が本市の歴史と文化芸術に対する関心と理解を深めるため、企画展等の内容を充実します。</p>
(3) 学習成果の活用支援	<p>学習成果の活用支援</p> <p>◎文化祭、公民館まつりの開催、各地域協働のまちづくり推進会が実施する文化展その他の発表会などを支援し、学習成果の活用の場を提供します。</p> <p>◎学習成果を活かし、講師やボランティアとして、公民館学級やその他の学習の場において活躍できる人材を育成します。</p>
(4) 生涯学習に関する情報提供の充実	<p>情報提供媒体の拡充</p> <p>◎市民が多様な手段で生涯学習に関する情報を得られるよう、市広報やホームページをはじめ、SNS の活用や紙媒体による効果的な情報提供を行います。</p> <p>生涯学習に係わる多様な情報提供</p> <p>◎市が主催する講座やイベントなどにとどまらず、県や他市町村主催の講座、大学の公開講座、また各種団体やサークルなどが行うイベントなども広く市民に周知し、多様化する学習ニーズに応えられる体制をつくります。</p> <p>◎地域の優れた人材情報を組織横断的に提供し、市民の学習活動や学校教育活動を支援します。</p>

### 3 目標指標

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
ふれあい講座の実施状況	ふれあい講座の年間実施回数	116回	130回	130回
はつらつ鶴寿大学の新規入学者数	新規に入学する生徒の人数 ※一度入学し卒業後に再入学する生徒を除く	13名	20名	30名
シリウスカレッジの入学者状況	定員に対する充足率	60.0%	90.0%	95.0%
文化祭出品人数・点数	文化協会が主催する文化祭に出品する人数と作品数	2,099人 3,956点	3,000人 5,000点	3,500人 6,000点
市立図書館の新規登録状況	利用者カードの新規登録者数	521人	580人	670人

## 基本方針9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します

### 1 現状と課題

近年、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、身体を動かす機会の低下とともに地域コミュニティ活動の希薄化などにより、運動・スポーツを習慣とした機会が低い状況となっています。

健やかに生き生きとした生活を送るためには、適度な運動・スポーツを行うことが必要不可欠であり、生活習慣病予防や介護予防などに有効だけでなく、適切に行うことで病状の悪化予防や改善、生活の質を維持・向上に有効となり得ます。

運動・スポーツをする際に、誰もが身近な地域で安全かつ効果的に運動・スポーツを日常的に実施するためには、関係機関等の連携・協働の体制整備が必要であるとともに、スポーツの実施率向上に向け、健康で豊かな生活の実現を目指し、体力、健康の保持・増進のための実践力、積極的に運動に親しむ習慣や意欲・能力を育成する必要があります。

また、市民が自発的・自主的に参画するスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実が必要であるとともに、スポーツに関する様々な情報を市民が容易にどこでも入手できる情報提供やオンラインシステムによる利用者の利便性・快適性の向上を図る必要があります。

学校教育においては、子供たちが確かな学力、豊かな人間性、健康や体力をバランス良く身につけ、夢に向かい邁進できる環境の構築が必要であり、学校教育活動を通じて、自ら運動を実践する態度を育成することで体力向上を図るとともに、食育と心身の健康の保持増進、安全に関する指導などを相互に関連させることで、望ましい生活習慣の形成を目指すことが必要不可欠です。中でも、学校給食においては、バランスの取れた食事を提供し、健康の増進を図るとともに、発達段階に応じた切れ目のない食育を推進する必要があります。

また、学校部活動においては、少子化の影響による部員数の減少などにより、各中学校での部活動が学校単位では存続することが困難な状況が発生しています。このため、部活動指導員の配置や休日の部活動の地域展開等、地域の実情に応じた持続可能な環境を整え、部活動が円滑に推進できるよう努める必要があります。

### 2 施策の内容

基本目標3 地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり	
基本方針9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します	
施策項目	具体的な取組内容
(1)健康教育の充実	学校保健、学校給食及び食育等の推進 ◎運動習慣や睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による、学校保健等の充実に努めます。

	<p>◎児童生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるため、学校給食を活用した食育を推進します。</p> <p>◎関係部署等と連携し、学校給食における地元農産物の地産地消を推進するとともに、旬の食材、郷土食や行事食を取り入れ、児童生徒が地域の食文化や産業への理解を深める食育を推進します。</p> <p>◎薬物乱用防止教室及び喫煙防止教室等を学校医、学校薬剤師や警察等と連携して実施し、健康教育の充実に努めます。</p>
<p>(2)スポーツ機会の充実</p>	<p>スポーツ機会の充実</p> <p>◎子供の心身の健全な発育・発達を目指し、学校や地域等において、スポーツに親しみ、楽しさや意義を実感することのできるスポーツ機会を充実させます。</p> <p>◎年代や性別に関係なく多くの市民がスポーツを楽しむ機会を提供し、「市民一人一スポーツ」を推進し、市民全体のスポーツ実施率の向上を図ります。</p> <p>◎誰もが気軽に楽しむことができる軽スポーツやレクリエーション活動を充実します。</p>
<p>(3)「市民みんなのスポーツ」の推進</p>	<p>生涯スポーツの普及啓発</p> <p>◎生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、子供から高齢者まで、いつでも、どこでも、安全でいつまでも気軽に親しめる生涯スポーツを普及啓発します。</p> <p>日常的にスポーツ活動に参加するための取り組み</p> <p>◎関係機関と連携し、市民の誰もが日常的にスポーツ活動に参画できるよう取り組みます。また、運動・スポーツの実施機会の少ない世代をターゲットにした運動習慣化への取り組みを実施します。</p> <p>マラソン大会の開催</p> <p>◎市民スポーツの振興及び地域の活性化を推進するため、市の自然環境の豊かさを体感しながら、健康的に走ることが</p>

	<p>できる魅力あるマラソン大会を開催します。</p> <p>総合型地域スポーツクラブの育成・支援</p> <p>◎市民が自発的・自主的に参画する地域スポーツの環境を充実するため、総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。</p>
(4) 指導者等の育成・確保・活用	<p>スポーツ指導者の育成</p> <p>◎市スポーツ推進委員、スポーツ少年団等の指導者の確保及び育成に努めます。</p> <p>◎市内外のスポーツ有資格者や学生時代のスポーツ経験者を募り、市が行うスポーツ教室やスポーツ事業の指導や参画を促進します。</p>
(5) スポーツ施設の効率的利用と整備の充実	<p>施設の利用拡大</p> <p>◎市社会体育施設に加え、小中学校体育館、グラウンド等を一般開放し、市民のスポーツの機会を提供します。</p> <p>◎健康ジムのトレーニング機器及びスタジオプログラムを充実させ、施設の利用拡大に努めます。</p> <p>◎既存の体育施設の一層の活用を推進するとともに、改修・改善の必要な箇所については、随時整備を図り、施設利用機会を拡充させます。</p>
(6) 休日部活動の地域展開	<p>組織体制の整備</p> <p>◎地域クラブ活動運営組織を設置し、スムーズな地域展開に努めます。</p> <p>◎地域クラブ活動の実施に向けて、市内の指導者を確保していきます。</p>



### 3 目標指標

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
朝食を食べている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における「朝食を毎日食べていますか」の設問に「毎日食べている」、「食べている日が多い」と回答した児童生徒の割合	小学校 95.0% 中学校 87.1%	小学校 95.5% 中学校 89.0%	小学校 96.0% 中学校 91.0%
市民参加機会の充実	市民参加によるスポーツイベント(市スポーツ教室、市スポーツ大会、体育祭り、市民運動会等)に参加した市民の割合	10.9%	20.9%	22.0%
スポーツの実施状況	「山梨県体カテスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日(週3回以上)、運動やスポーツを実施している小学生の割合	68.7%	70.0%	72.0%
スポーツ施設の利用状況	人口一人当たりの市社会体育施設及び市内小中学校体育施設の利用頻度	7.8回	10.7回	11.0回

## 基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術を振興します

### 1 現状と課題

本市には、安全で安心な地理上の利点から、縄文時代をはじめとする多くの埋蔵文化財が発掘されています。

また、城下町の歴史・文化やその後の町人文化における有形・無形の文化財が数多く残されており、それがこのまちに暮らす人々の誇りにつながっており、行政としてもシビックプライドの醸成に努めています。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、人材流出による地域コミュニティの弱体化により、文化財に関わる担い手が減少しており、市内に多く残されている有形文化財の維持管理が困難であることや、地域独自のお祭りなどの無形文化財が滅失・散逸するなどが懸念されます。結果、郷土の歴史・文化や慣習を学び、体験する機会が減少しているとともに、次世代の子供たちに残すべき歴史・文化が失われつつあることは大きな課題といえます。

このような状況から、博物館や公民館、文化ホール、文化芸術団体は、小中学校との連携・協力を図りつつ、文化芸術教育や体験機会の充実を図る取り組みを推進し、子供たちが芸術に触れる機会や、地域の伝統や文化に触れる機会を提供する取り組みを支援することが重要となります。

さらに、計画的かつ中長期的に、文化財を適切に保存する環境の整備を図るとともに、文化財の活用を通じた歴史・文化の学びや体験を提供し、子供たちの地域に対する愛着の形成やアイデンティティの醸成を図ることで、将来、文化財の継承を担う人材の育成や、地域コミュニティの形成・維持を担う人材を育成することが重要です。

### 2 施策の内容

基本目標3 地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり	
基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術を振興します	
施策項目	具体的な取組内容
(1)文化芸術に親しむ機会の充実	<p>◎ミュージアム都留の充実</p> <p>◎市民の要望に応じた文化芸術普及事業を充実させ、ミュージアム都留を拠点として、地域の歴史や文化に係る企画展や体験講座等を開催します。</p> <p>◎地域の人々が文化ボランティアとして展示解説や運営に参加しやすい環境を整備し、市民が身近で親しみを感じるミュージアム都留を目指します。</p> <p>都の杜うぐいすホールの充実</p> <p>◎都の杜うぐいすホール等において、市民に優れた舞台芸術</p>

	<p>や音楽鑑賞の機会や優れた環境での芸術・音楽活動の場を提供し、市民文化芸術水準を一層向上させます。</p> <p>学校の児童生徒が文化芸術に親しむための取り組み</p> <p>◎各教科の授業や部活動において、地域の優れた文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取り組みを推進します。</p>
(2)文化芸術活動への支援	<p>文化芸術関連行事開催の支援</p> <p>◎文化祭や公民館まつり等の文化芸術関連行事の開催を支援することにより、様々な文化芸術の交流を通じて市民の文化活動への参加を促進し、個性あふれる文化を創造します。</p> <p>文化芸術活動を行う個人や団体の育成</p> <p>◎文化芸術の振興と文化芸術水準の向上のため、文化芸術活動を行う個人や団体の交流を促進し、活動の拡大を図ります。</p>
(3)文化財の保存と継承	<p>文化財の適切な保存と継承のための取り組み</p> <p>◎文化財の保存状態についての調査を実施し、文化財の適切な保存と継承のための取り組みを行います。</p> <p>◎文化財においては、学術価値を有し、文化財として保護すべき未指定文化財の把握に努めるとともに、新規指定や登録の増加に取り組みます。</p> <p>◎文化財の保護・保存を前提としながらも、地域の活性化を含め、積極的な活用への取り組みや防火・防災への対応、災害時等の文化財の救出等に対応する体制を整備します。</p> <p>◎文化財保存活用地域計画を策定し、計画的に文化財の保護・保存や活用、教育普及に取り組みます。</p>
(4)博学連携の推進	<p>博学連携の推進</p> <p>◎子供たちの郷土の歴史や文化への理解を育むため、ミュージアム都留やその他市内文化施設と学校による連携を推進します。</p>

### 3 目標指標

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
郷土歴史施設の利用状況	ミュージアム都留、尾県郷土資料館、商家資料館の入館者数	7,623 人	8,200 人	8,630 人
都の杜うぐいすホールの利用状況	都の杜うぐいすホールの利用率 (大・小ホールの平均)	50.1%	70.0%	80.0%
芸術文化に親しんだ人数	文化祭大会部門の参加者数	1,282 名	2,000 名	2,200 名
文化財の登録・指定件数	国・県・市の登録文化財、指定文化財の件数	96 件	97 件	98 件
講師派遣件数	ミュージアム都留の学芸員の学校等への派遣件数	18 件	30 件	45 件

## 第5章 検証・評価と見直し

### 1 進捗状況の点検及び計画の見直し

本計画の推進にあたっては、多様化する市民ニーズや社会・経済情勢の変化に対応し、実効性のあるものとするため、計画の進捗状況やその成果について把握しながら進行管理を行うことが必要となります。

点検にあたっては、計画に沿って施策が実施されているか、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育行政の点検・評価を行い、その結果を報告・公表し、教育の一層の充実と向上に努めます。

また、本計画は今後5年間に取り組むべき施策の基本方針を示すものであることから、特段の事由がある場合を除き、策定から5年度を目途に見直し、新たな計画を策定するものとします。

## 資料編

### 1 目標となる指標一覧

#### 基本目標1 知の資源と連携したまちづくり

**基本方針1** 大学等と連携した教育施策を展開します

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
高等教育機関及び高等学校、企業との連携	市内小中学校が高等教育機関及び高等学校、企業と連携し、出前講座及び体験授業などを実施した回数	30回	40回	50回
都留文科大学と小中学校との連携	都留文科大学の教授等を校内研究会等に招聘し、共同研究及び指導・助言を受けた学校数	2校	5校	9校

**基本方針2** 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
英語の到達に係る状況	中学校卒業段階でCEFR A1 レベル相当以上を達成した生徒の割合	32.5%	40.0%	50.0%
将来の夢や目標を持っている状況	全国学力・学習状況調査における「将来の夢や目標を持っていますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合	小学校 83.8% 中学校 67.7%	小学校 85.0% 中学校 69.0%	小学校 86.0% 中学校 70.0%

## 基本目標2 生きる力を育む学校教育のまちづくり

**基本方針3** 確かな学力と自立する力を育成します

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
国語への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査における「国語の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 59.9% 中学校 59.1%	小学校 63.0% 中学校 63.0%	小学校 65.0% 中学校 65.0%
算数・数学への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査における「算数・数学の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 49.1% 中学校 55.4%	小学校 61.0% 中学校 61.0%	小学校 63.0% 中学校 63.0%
課題解決に向けて自分から取り組んでいると肯定的に回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における「授業中、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 78.8% 中学校 81.2%	小学校 80.0% 中学校 82.0%	小学校 82.0% 中学校 83.0%
授業において1人1台端末などのICT機器を週3回以上活用している児童生徒の	全国学力・学習状況調査における「授業でPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」の設	小学校 59.9% 中学校 22.0%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

割合	問に「ほぼ毎日」「週3回以上」と回答した児童生徒の割合			
1人1台端末の活用状況	全国・学力学習状況調査において、「学校の授業時間以外に平日1日当たり30分以上勉強のためにPC・タブレットなどのICT機器を活用する」と回答した児童生徒の割合	小学校 45.9% 中学校 41.4%	小学校 50.0% 中学校 45.0%	小学校 55.0% 中学校 50.0%

**基本方針4** 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
自分には、よいところがあると回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における「自分には、よいところがあると思いますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合	小学校 82.0% 中学校 80.6%	小学校 83.0% 中学校 82.0%	小学校 85.0% 中学校 84.0%
児童生徒への図書貸出冊数	児童生徒一人当たりの図書貸出冊数	小学校 135.3冊 中学校 18.6冊	小学校 140冊 中学校 20冊	小学校 150冊 中学校 30冊

**基本方針5** 多様な学びの機会の充実と、安全に安心して学ぶことができる教育環境をつくれます

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
インターナショナルセーフスクール実践校数	インターナショナルセーフスクールの取組宣言を実施した学校数	2校	4校	6校



学校内におけるけがの状況	保健室でけがの対応をした児童生徒一人当たりの回数	小学校 3.1 回 中学校 1.2 回	小学校 2.8 回 中学校 1.1 回	小学校 2.5 回 中学校 1.0 回
市内小中学校のトイレ洋式化率	トイレ洋式化進捗率	65.2%	88.0%	100%
いじめに対する認識	全国学力・学習状況調査における「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 95.5% 中学校 97.3%	小学校 96.0% 中学校 97.5%	小学校 100% 中学校 100%
不登校児童生徒への支援の状況	学校内外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合	小学校 36.5% 中学校 33.3%	小学校 50.0% 中学校 50.0%	小学校 75.0% 中学校 75.0%
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合	小学校 60.8% 中学校 62.4%	小学校 65.0% 中学校 65.0%	小学校 67.5% 中学校 67.5%

**基本方針6** 家庭・地域・学校が連携した教育を実現します

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
コミュニティ・スクールを導入した小中学校数	コミュニティ・スクールを導入しているもしくは導入に向けた取り組みを行っている学校の割合	小学校 71.4% 中学校 33.3%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

コミュニティ・スクール等の仕組みを生かして、保護者や地域や保護者の理解を深める取り組みを行っている小中学校の割合	全国学力・学習状況調査における「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取り組みによって、学校と地域や保護者の相互理解は深まりましたか」の設問に「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した学校の割合	小学校 71.4% 中学校 66.7%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
「放課後子ども教室」指導者数	指導員やボランティアとして「放課後子ども教室」の活動に関わった大人の延べ人数(学生を含む)	1,267 人	1,680 人	1,680 人
市立図書館の小学生の登録状況	小学生の利用者カードの登録割合	71.0%	73.0%	80.0%

**基本方針7** 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
月あたりの正規勤務時間を80時間以上超過する教員の割合	「教職員の勤務状況調査」において、時間外在校等時間が月80時間を超過している教員の割合	小学校 15.4% 中学校 35.5%	小学校 0% 中学校 0%	小学校 0% 中学校 0%
ICTを活用した校務等の効率化の割合	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力を持つ教員の割合	小学校 89.2% 中学校 88.0%	小学校 89.5% 中学校 88.5%	小学校 90.0% 中学校 90.0%

### 基本目標3 地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり

**基本方針8** 生涯にわたり学び続けることができる環境を実現します

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
ふれあい講座の実施状況	ふれあい講座の年間実施回数	116回	130回	130回
はつらつ鶴寿大学の新規入学者数	新規に入学する生徒の人数 ※一度入学し卒業後に再入学する生徒を除く	13名	20名	30名
シリウスカレッジの入学者状況	定員に対する充足率	60.0%	90.0%	95.0%
文化祭出品人数・点数	文化協会が主催する文化祭に出品する人数と作品数	2,099人 3,956点	3,000人 5,000点	3,500人 6,000点
市立図書館の新規登録状況	利用者カードの新規登録者数	521人	580人	670人

**基本方針9** 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
朝食を食べている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における「朝食を毎日食べていますか」の設問に「毎日食べている」、「食べている日が多い」と回答した児童生徒の割合	小学校 95.0% 中学校 87.1%	小学校 95.5% 中学校 89.0%	小学校 96.0% 中学校 91.0%
市民参加機会の充実	市民参加によるスポーツイベント(市スポーツ教室、市スポーツ大会、体育祭り、市民運動会等)に参加した市民の割合	10.9%	20.9%	22.0%

スポーツの実施状況	「山梨県体カテスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日（週3回以上）、運動やスポーツを実施している小学生の割合	68.7%	70.0%	72.0%
スポーツ施設の利用状況	人口一人当たりの市社会体育施設及び市内小中学校体育施設の利用頻度	7.8回	10.7回	11.0回

**基本方針10** 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術を振興します

指標	算出方法	現況値	中間目標(R8)	最終目標
郷土歴史施設の利用状況	ミュージアム都留、尾県郷土資料館、商家資料館の入館者数	7,623人	8,200人	8,630人
都の杜うぐいすホールの利用状況	都の杜うぐいすホールの利用率 (大・小ホールの平均)	50.1%	70.0%	80.0%
芸術文化に親しんだ人数	文化祭大会部門の参加者数	1,282名	2,000名	2,200名
文化財の登録・指定件数	国・県・市の登録文化財、指定文化財の件数	96件	97件	98件
講師派遣件数	ミュージアム都留の学芸員の学校等への派遣件数	18件	30件	45件

## 2 都留市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

会 長	春 日 由 香	都留文科大学 副学長 教養学部学校教育学科 教授
副 会 長	大 竹 太	都留市小中学校校長会 会長
委 員	奥 脇 勝 則	都留市社会教育委員の会 会長
	伊 藤 利 花	都留市民生委員・児童委員協議会 代表
	幡 野 美 好	NPO 法人都留市スポーツ協会 会長
	渡 邊 信 子	都留市文化協会 会長
	荻 窪 達 夫	都留市スポーツ推進委員 委員長
	亀 田 孝 夫	青少年育成都留市民会議 会長
	高 部 邦 広	都留市 PTA 連合会 会長
	田 開 寛 太 郎	都留文科大学 教養学部地域社会学科 准教授
	志 村 一 男	地域協働のまちづくり推進会連絡会 会長
	中 野 一 郎	都留市小中学校教頭会 会長
	天 野 賢 介	都留市教育協議会 代表

## 3 教育委員名簿

教 育 委 員(職務代理者)	小 笠 原 幸 夫
教 育 委 員	小 俣 和 英
教 育 委 員	村 上 憲 司
教 育 委 員	弓 指 恵 子
教 育 委 員	中 野 久 男

## 4 用語の解説

### 用語一覧(50音順)

行	用語	解説
あ	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。
	ICT支援員	学校における教員の ICT 活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートすることにより、ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う者。
	アイデンティティ	自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。
	安全・防災教育	安全教育とは、日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献しようとする資質・能力を養う教育のこと。また、防災教育とは、様々な機会を通じて、地域の災害・社会の特性についての知識、減災のために必要な準備をする能力、進んで他の人々や地域の安全を支える能力等、能動的に防災に対応することのできる人材を育成するために行われる教育のこと。
い	ESD	Education for Sustainable Development の略で、現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。
	生きる力	「生きる力」は、2002 年以降実施された学習指導要領に初めて明記され「知・徳・体のバランスのとれた力」とされた。2008 年以降実施の学習指導要領でも継承され、子供たちの「生きる力」をより一層育むことをめざし、授業時数を増加した。2020 年以降実施の現行学習指導要領では「生きる力、学びの、その先へ」として、学校で学んだことが、明日、そして将来につながるように学びを進化させることをめざし、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」「何ができるようになるのか」を重視し、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理した。

行	用語	解説
い	異文化理解	異なる文化や価値観を持つ人々を理解し、尊重する態度のことで、異文化理解を深めるには、異なるコミュニケーションスタイル、異なる価値観の尊重、言語の違いや非言語的な要素の理解など、さまざまな側面が求められる。
	インクルーシブ教育システム	障がいの有無に関わらず、すべての子供が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、最も適切な指導を提供できるよう多様で柔軟な仕組みを整備すること。
	インターナショナルセーフスクール(ISS)	WHO から提示された考え方で、障がいをもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするもの。科学的な根拠に基づいた施策を進め、評価もできる仕組みの構築を目指す。 身体・心のケガ及びその原因となる事故、また、いじめ・暴力等を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める世界認証の取り組みであり、児童生徒の主体的な活動が持続可能な取り組みとして、世界的に認められることで、安全・安心な生活環境の創り手を育てるものである。世界的に必要が迫られている「持続可能な教育」としてのSDGs への取り組みに通じるものであり、学校教育としては、現指導要領が目指す主体的で対話的・深い学びの実現による「自ら学びに向かい」「他と協働しながら学びを深める」資質・能力を育成するために、今までのような「学びの対象者」ではなく「主体者としての学び」を積み重ねていくことを目指す。
	インターンシップ	学生が企業で実際の業務や働く環境を体験するプログラムで、学生が在学中に参加することで、適性や仕事の内容を理解し、社会人として働く雰囲気を感じることができる。
う	VUCA	変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字をとった言葉。「予測困難で不確実、複雑で曖昧な状態」を意味する。
	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態であること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来の持続的な幸福を含み、個人だけでなく、取り巻く地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。
	家読(うちどく)	家族や身近な人と本を読んで感想を話し合ったり、好きな本をすすめるあつたりすることで、コミュニケーションを図り、家族の絆を強める取り組み。

行	用語	解説
え	AI	Artificial Intelligence(人工知能)の略で、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム(あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった概念)のこと。
	SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、インターネット上でユーザー同士が交流やコミュニケーションを行うためのサービス。
	SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、2015年の国連サミットで採択され、2030年までの達成を目指す国際社会の共通目標。環境、社会、経済に関する17の目標がある。「誰ひとり取り残されない」を理念とする。
お	オンラインシステム	インターネットやネットワーク経由でサービスや業務を処理するシステム。端末から通信回線を通じてホストコンピューターやデータベースに接続し、データの入出力を行う。
か	外国語指導助手(ALT)	小学校や中学校、高等学校に配置され、授業を補助したり、教育教材の準備や課外活動などに従事したりする役割を担う外国籍の者。ALTは、Assistant Language Teacherの略。
	改訂生徒指導提要	小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取り組みを進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成したもの。2022年12月の改訂で、生徒指導の定義が「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである」と変更された。
	学習支援ソフト	ICT 端末を利用して授業の質を高め、効率的に行うためのソフトウェア。
	学習指導員	学力向上支援スタッフのことで、主として児童生徒の学力向上等に資することを目的に、授業で個別支援を行ったり、教師が行う全体指導の補助を行ったりする。
	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準となるもの。学習指導要領は、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。各学校は、これをもとに、地域や学校の実態に応じて、教育課程を編成している。



行	用語	解説
か	学習到達目標	各学校が生徒に求められる能力を達成するために設定する目標。学習到達目標は、生徒の学習状況や地域の実態を踏まえて設定し、指導や評価の改善に活用される。
	学習の個性化	児童生徒の興味や関心、学習進度、学習到達度などに応じて、教師が一人一人に合った学習方法や学習内容を提供し、児童生徒が自ら学習を調整しながら学習を進めていくこと。
	学生アシスタントティーチャー(SAT)	都留文科大学の教員志望の学生を市内小中校に配置し、児童生徒へのきめ細やかな指導の充実、大学における教師教育の発展を図るとともに、小中学校と大学との協力・連携を進めている。SATは、Student Assistant Teacherの略。
	課題解決型	児童生徒が自ら問題を見つけ、その問題を自ら解決する能力を身に付ける学習方法のこと。
	学校給食単独調理場	学校の敷地内に給食室があり、その学校分の調理を行う方式。一方、学校の敷地外に給食センターを作り、複数校分をまとめて調理した上で各校へ配送する方式を共同調理場方式という。市内では禾生第一小学校と禾生第二小学校が単独調理場となっている。
	学校給食費の無償化	公費を用いて学校給食の費用を賄う制度で、貧困家庭の子供たちをサポートし、子供たちの健康や学力の向上を目指す政策。本市では、コロナ禍における物価高騰対策として小中学校児童生徒がいる子育て世帯を支援するため、2022年9月から学校給食費を実質無償化してきたが、子育て支援等の充実を図る観点から令和5年度以降も学校給食費の無償化を継続している。
	学校・教師が担う業務に係る3分類	2019年の中央教育審議会答申において、これまで学校・教師が担ってきた業務について、①基本的には学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務の3つに分類し、役割分担や適正化を推進。
	学校再編	学校規模を適正化したり、学校を統合したりする取り組み。少子化や政府の義務教育予算削減、地方創生などを背景に、子供たちの学びを支える教育環境の整備を目的として行われる。

行	用語	解説
か	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備されたICT機器のほか、学校のインターネット接続環境、教員のICT活用指導力の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とした統計調査。
	家庭教育支援	親(保護者)が安心感と自信をもって家庭教育を施し、子供とともに成長するための学びを支援すること。
	カリキュラム	ここでは、教育課程のことを指す。学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。
	環境浄化活動	青少年を有害な情報や環境から守る取り組みをいう。有害図書などの取り締まりが中心だが、違反屋外広告物の撤去や清掃活動、美化活動なども含まれる。
き	GIGAスクール構想	児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。GIGAは、Global and Innovation Gateway for Allの略。
	危機管理マニュアル	危険等発生時対処要領のこと。学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成する。
	基礎的・汎用的能力	どの職業や分野においても自立するために必要な基盤の力と考えられており、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成。
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
	キャリア・パスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。
	教育支援センター	児童生徒に対する教育相談、学習支援等の充実を図るため、市教育委員会が設置したもの。

行	用語	解説
き	教育施設長寿命化計画（個別施設計画）	一定規模以上の教育施設について、現状の把握・課題整理・分析を行い、今後の維持保全の方向性を検討するとともに、現地調査を踏まえた施設評価を行い、ライフサイクルコスト、保全優先度を勘案した教育施設の長寿命化計画を策定することを目的とするもので、地方公共団体で策定する「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」のひとつに該当する。
	教育首都つる	都留文科大学、健康科学大学看護学部、産業技術短期大学校都留キャンパスなどの高等教育機関と地域や高等学校、義務教育諸学校との連携を強化することで、魅力ある教育環境の整備や質の高い教育の提供を推進する本市が標榜するまちづくりの政策。
	教育デジタルトランスフォーメーション（教育DX）	教育現場において、データとデジタル技術の活用によって、学校教育のあり方や教育手法の変革を行うとともに、デジタル技術を活用した教育を行うこと。デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation: DX）は、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出、柔軟に改変すること。
	教育普及活動	博物館や美術館などが、収集・保存・研究・展示以外の対外的な教育を目的とした活動の総称。
	教員の働き方改革	教職員のこれまでの働き方を見直し、教員自らが授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うための学校や教職員を取り巻く環境の整備を行うこと。
	教員補助員	主に特別支援教育における児童生徒のサポートや各教室での個別サポート、長期休業中における学習支援などを担当する職員のこと。
	教科等の横断的な視点	児童生徒が、ある教科等の学びを他の教科等の学びで活用したり関連づけたりすることで、学びが深まったり、活用できることを実感できたりするような学びのこと。
	教職員の勤務状況調査	文部科学省が、教員の勤務実態や働き方改革の進捗状況などを把握・分析することを目的として実施する調査。
	共生社会	障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

行	用語	解説
き	共同学校事務室	公立小中学校に勤務する複数の学校の事務職員が共同・連携して学校事務の一部を処理することにより、より効果的な事務処理体制の確立と事務職員の資質向上を目指し、事務職員の校務運営及び教育活動への支援への参画を推進する共同体制のこと。
	協働的な学び	探究的な学習や体験活動等を通じて、子供同士、あるいは地域の人など多様な他者と協働しながら、学んでいくこと。
	教頭マネジメント支援員	教頭や校長の指示のもと、教頭が行う業務の一部をサポートする会計年度任用職員で、教職員の負担軽減や、学校と地域社会との良好な関係を築くために、多岐にわたる業務を行う。
け	県学力把握調査	授業における指導方法や学校、家庭、地域における学習環境の改善に資することを目的に、中学校2年生を対象に、生徒の学習の状況を把握するため、調査を実施し、結果の分析を通して、学習内容の不十分な理解を解消するなど、きめ細かな指導に役立っている。
	健康科学大学看護学部	医療系私立四年制大学。看護学部は、平成 28 年4月、県立桂高等学校跡地に桂川キャンパスとして開設された。
	県立産業技術短期大学校都留キャンパス	山梨県における職業能力開発を推進する中核となる施設であるとともに、山梨県ではじめての理工系短期大学校として現在の甲州市に平成 11 年4月に設立された。都留キャンパスは、工業系高校と連携した一貫型カリキュラムで5年制の工業高等専門学校に匹敵する教育プログラムの実現に取り組んでおり、平成 25 年4月に開校された。
	県立都留興譲館高校	県立谷村工業高等学校と桂高等学校が統合し、平成 26 年4月に開校。校名の「興譲館」は、天保 13 年(1842 年)、谷村代官佐々木道太郎が、一般庶民の教育にあたるため、谷村陣屋内に設立した教諭所が、後に「谷村興譲館」と名付けられ、東部地域の教育に多大な足跡を残したことにちなんでいる。
こ	公開研究会	教育研究の成果を公開し、大学教授や教職を目指す学生等の大学関係者をはじめ教育関係者などに授業等を参観・参加していただき、研究内容等について討議を行うことを通して、実践の質を高める取り組み。
	公共施設等総合管理計画	財政負担の平準化と公共施設等の最適配置を目指し、公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進に資するための基本方針を定めるものとして、2022 年度から 30 年間の計画として策定。

行	用語	解説
こ	校内研究会	各学校が、教育目標を実現するため、学校の抱える課題解決や新たな教育方法や授業技術の習得等を目的にテーマ(主題)を設定し、教職員が協働して行う研究活動のこと。指導主事や外部の専門家を招聘しての学習会や研究授業などを行い、その成果や課題などについて議論し、教育活動に活かしている。
	校務	学校がその目的である教育事業を遂行するため必要とされるすべての仕事であって、その具体的な範囲は、1. 教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関する面、2. 学校の施設設備、教材教具に関する面、3. 文書作成処理や人事管理事務や会計事務などの学校の内部事務に関する面、4. 教育委員会などの行政機関や PTA、社会教育団体など各種団体との連絡調整などの渉外に関する面等がある。
	校務DX	教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、保健系(健康診断票等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系などを統合したシステムを活用し、校務における業務負担の軽減に加え、情報の一元管理及び共有をすること。
	子ども読書活動推進計画	学校・家庭・地域社会が一体となって、読書活動の環境整備や読書習慣の育成に取り組むことを目的とした、子供の読書活動を推進・充実させるための計画のこと。
	個別最適な学び	2021 年の中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」において、学習指導要領にもとづいた子供の育成を実現するためのキーワードとして掲げられたもので、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れる「個に応じた指導」を、学習者(子供)の視点から整理した概念。
	個別施設計画(教育施設長寿命化計画)	一定規模以上の教育施設について、現状の把握・課題整理・分析を行い、今後の維持保全の方向性を検討するとともに、現地調査を踏まえた施設評価を行い、ライフサイクルコスト、保全優先度を勘案した教育施設の長寿命化計画を策定することを目的とするもので、地方公共団体で策定する「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」のひとつに該当する。

行	用語	解説
こ	コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置した学校のこと。学校と地域が育てたい子供像や目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて連携・協働することで、「地域とともにある学校づくり」を目指す。
さ	産学官連携	企業(産)、大学などの教育・研究機関(学)、政府や地方公共団体(官)が連携して、新しい技術の研究開発や新事業の創出、新製品の開発などを行うこと。ここでの「学」は、小中学校を指している。
し	思考力・判断力・表現力	文部科学省の学習指導要領で掲げられている「資質・能力」の3つの柱の1つで、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な能力。
	自己肯定感	自分自身を肯定的に評価し、自分自身に満足している状態。
	自己有用感	自分が誰かの役に立っている、貢献している、必要とされているといった感覚。
	実用英語技能検定	公益財団法人日本英語検定協会が実施する英語の能力判定試験で、リーディングやライティング、リスニング、スピーキングのテストで総合的な英語力を評価し、受験者の英語レベルに応じて7つの級が用意されている。中学初級程度が5級、中学中級程度が4級、中学卒業程度が3級。
	指導主事	学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。
	児童生徒理解	児童生徒の問題行動等について、実態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、毎年度、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について行っている調査。
	指導の個性化	一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、児童生徒一人一人の特性や学習進度等に応じ、学習方法や教材、学習時間などを柔軟に提供・設定する指導方法。
	シビックプライド	「都市に対する市民の誇り」のこと。「郷土をよりよくするために自分自身が関わっている」、「自分が郷土の未来をつくっている」という地域の持続的な発展に、当事者として貢献しようとする心。

行	用語	解説
し	市費負担教員	市が給与を負担することにより、市教育委員会が独自に任用する市立小中学校等の教職員のこと。
	社会科副読本	小学校の社会科で児童が住む身近な地域を学習する際、住んでいる自治体の学習用に使用する教科書とは別に制作された副読本。「地域副読本」とも呼ばれている。
	社会教育士	社会教育士は、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力などの専門性を活かしながら、地域の思いに寄り添った長期的な地域づくりのビジョンを持ち、地域活動や市民活動が持続的に展開していく支援をする。社会教育主事講習を修了、あるいは社会教育主事養成課程の必要単位を修得した者の総称。
	社会教育主事	都道府県や市町村の教育委員会事務局に所属する地方公務員で、社会教育に関する専門的な知識や技術を有する職員。社会教育活動を行っている地域のリーダーや団体にアドバイスや指導を行うほか、社会教育事業の企画・立案・実施などを行う。
	社会総がかり	少子化や核家族化などにより、家庭や地域における教育力の低下が指摘されているため、地域や社会が子育てや子供の健全育成を支援する取り組みのこと。
	社会的包摂	社会のすべての人々が排除されず、社会に参画する機会を持つことを意味する概念で、高齢者や障がい者、外国人、失業者など、社会的に弱い立場の人々を社会の一員として取り込み支え合うことを目指す。
	主観的幸福感	感情状態や家族や仕事などの特定の領域に対する満足、人生全般に対する満足などを含む広範な概念。

行	用語	解説
し	主体的・対話的な学び(主体的で対話的な深い学び)	<p>2020 年以降実施の現行学習指導要領に示された学び方の視点で、授業改善を通して、必要な資質・能力をバランスよく育ていくことを目指している。</p> <p>【主体的な学び】 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学びのこと。</p> <p>【対話的な学び】 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学びのこと。</p> <p>【深い学び】 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学びのこと。</p>
	生涯スポーツ	一人一人のライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じて、生涯にわたりいろいろな形でスポーツに関わりをもち、スポーツのもつ多くの意義と役割を暮らしの中に取り入れ、生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しむこと。
	小学校英語教育事前準備プログラム	外国人の英語指導員を市内の保育園や幼稚園に派遣し、遊びや生活の中で自然に英語に触れられる保育環境の創出と、子供向け英語教育のアプリやビデオなど、インタラクティブな学習ツールを活用した子供たちの興味を引き付ける英語活動を行うプログラムのこと。
	小中連携教育	小中学校の児童生徒間の交流活動や教職員の合同研修等により、義務教育 9 年間を通じて、児童生徒に必要な資質・能力を育むことを目指す教育。
	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度と捉えることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどである。
	食育	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育む活動のこと。



行	用語	解説
し	シリウスカレッジ	都留市が「大学コンソーシアムつる」の協力を得て令和4年度から開校した社会人のための大学。市内にある3つの大学等(都留文科大学、健康科学大学、産業技術短期大学校)の教員が講師となり、年間を通して専門性を活かした様々な講座を行う。
	人権教育	自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目標に、人権尊重の理念を国民が理解し、体得できるようにすることを目的とした教育活動。
	人生100年時代	平均寿命が伸びて100歳まで生きるのが当たり前になる時代を指し、個人の人生設計だけでなく国家的な課題として認識されている。
す	スーパーバイザー	学校カウンセラーの上位資格で、学校教育全般に精通し、学校教育相談の知識・技量を備えた学校カウンセラーのことで、学校長からの依頼を受け、児童生徒の心のケアに配慮した事件事故への緊急対応や、特に困難と思われる事例への対応・援助等を行う。
	スクールガードリーダー	学校や通学路における子供の安全を確保するために、学校や地域を巡回・点検し、学校への助言などを行う地域学校安全指導員。
	スクールカウンセラー	学校で児童や生徒、保護者、教職員の心のケアや精神的なサポートを行う心理の専門家。
	スクールソーシャルワーカー	学校で困りごとを抱える児童生徒やその家族を支援する専門職で、社会福祉の知識や技術を活用して、児童生徒の悩みや問題の解決に向けて、学校や家庭、地域の関係機関と連携して支援を行う福祉の専門家。
	スタジオプログラム	エアロビクスやステップをはじめ、ヨガや気功、ストレッチやダンス系プログラム、格闘技系やトレーニング系など、スポーツクラブの中にある部屋(スタジオ)で行うトレーニングのこと。
	STEAM教育	STEM【科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、数学(Mathematics)】に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA(Arts)を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。

行	用語	解説
す	ストレスチェック	ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査。労働安全衛生法に基づき、労働者が50人以上いる事業所では、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられている。教育機関では50人以下の学校であっても努力義務とされている。
	スポーツ機会	国民がそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するための施策。
	スマイル教室	心理的理由等によって登校できない状態にある児童生徒に対して、適切な指導、援助等を行う、本市が設置している教室の名称。
せ	生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。
	青少年育成都留市民会議	青少年の健全育成を目的として活動する団体。地域の育成会や青少年育成に関連する団体などが結集して構成されている。
	セーフコミュニティ	「事故やけがは偶然の結果ではなく、原因を分析することで予防することができる」という理念の下、地域住民と行政等が協働して安全の向上に取り組んでいる地域のことを言い、WHO(世界保健機関)が推奨し、国際セーフコミュニティ認証センターが認証する世界的な取り組み。本市では令和3年8月に国際認証を取得。
	セカンドブック、サードブック	「ブックスタート」に継ぐ事業で子供たちの成長に応じた読書のきっかけづくりや習慣化を支援するため「本」をプレゼントする活動。
	CEFR	外国語の学習や教授、評価のための国際的な基準で「ヨーロッパ言語共通参照枠」を意味する。言語の枠や国境を越えて、外国語の運用能力を同一の基準で測ることができる。A1、A2、B1、B2、C1、C2の6段階で語学能力を評価する。レベルは「A:基礎段階の言語使用者」、「B:自立した言語使用者」、「C:熟達した言語使用者」に分け、各段階をさらに2つに区分している。「CEFR A1」は、実用英語技能検定3級と同等レベル。
	セルフケア	自分自身をケアすること、すなわち自分自身で世話をする、面倒を見ること。
	専科教員	小学校において、担任以外の教員が特定の教科の授業を担当する教員のこと。

行	用語	解説
せ	全国学力・学習状況調査	文部科学省が毎年4月に行っている調査で、全国の小学校6年生と中学校3年生の学力や学習状況を把握・分析することを目的としている。
そ	総合学力調査	本市が独自に行っている総合学力調査で、教科学力や学習意識などを多面的に把握し、学力向上施策を検討するために活用している。
	総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
	総合的な学習の時間	生徒が自ら課題を見つけ、学んだり考えたり判断したりしながら、課題解決のための資質や能力を育成することを目的とした学習活動。
	Society5.0時代	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。Society 5.0は、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指すとされている。
た	大学コンソーシアムつる	都留市と市内3大学(都留文科大学、健康科学大学看護学部、山梨県立産業技術短期大学校)が、学生を含むすべての市民に対し、より価値が高い学修活動の場を提供するとともに、社会の成熟化に伴う学習需要の増大や急激な社会変化に対応するための生涯学習、産官学民の地域交流の推進などを図り、更には、3大学間における相互練磨を行うことにより、それぞれがより一層特色と魅力あふれる教育機関となることを目指し、平成27年10月に設立。
	体系的理解	バラバラのものをまとめ、秩序や規則に基づいて矛盾なくまとめた全体に変化させ理解すること。
	多様性	ある集団の中に異なる特徴・特性を持つ人がともに存在すること。
	探究学習	日常生活や社会のなかにある問題について、その本質を自ら探り、真の姿を見究めようとする学習のこと。

行	用語	解説
ち	地域学校協働活動	地域の高齢者、保護者、PTA、NPO 法人、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
	地域学校協働活動推進員	教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言、その他の援助を行う者。
	地域共生社会	世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域協働のまちづくり推進会	協働のまちづくりとは、自助・共助・公助の考え方を基本に市民や事業者、市民活動団体、教育機関などや行政がお互いの得意な分野で補い合い、連携・協力しながら、課題解決やまちづくりに取り組むことをいい、市内 7 地域においては、それぞれの「推進会」が、各地域の特色を活かしながら、様々な団体と連携して地域のまちづくりに取り組んでいる。
	地域とともにある学校	学校に関わる大人同士が「どのような子供に育てたいのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学びを展開していく学校のこと。
	地域連携プラットフォーム	地域の住民が地域課題の解決に向けて、得意とするネットワークや知恵を活かして話し合う場。
	チーム学校	学校現場で生じる様々な課題解決に向けて、学校の教職員、専門スタッフを始め、保護者、地域住民等がそれぞれの専門的知識、技能を活用しつつ、チームとして連携し、協働する学校組織。
	地産地消	地域で生産された農産物を単に消費するだけでなく、その地域で生産された農産物を地域内で積極的に利用する活動を通じて、農業者と消費者を結びつけること。
つ	中1ギャップ	小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする現象のこと。
	通級指導教室	小学校、中学校、高等学校に設置されている特別支援教育の施設で、軽度の障がいがある児童生徒が障がいに応じた特別な指導を受ける場所。通級指導教室では、各教科の指導は通常の学級で行い、障がいの改善や克服を図るための指導を週に 1～2 単位時間程度行う。

行	用語	解説
つ	都留市小中学校等適正規模審議会	少子化が進んでいる中、本市の学校の望ましい学習環境の有り方と今後の方向性について調査、審議等を行う審議会。令和3年3月に市立小中学校の適正規模・適正配置について答申があった。
	都留市青少年総合対策本部	青少年に関する諸問題を調整推進するため、市長を本部長に市職員で構成する組織。
	都留リーダーサミット	都留市児童生徒連絡協議会が主催して、市内の小中学校の児童生徒が高校生の協力を得ながら、市長や教育委員会関係者とともに、よりよい街づくりについて話し合う場。
て	DX	デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation:DX)のことで、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して、新たなビジネスモデルを創出、柔軟に改変すること。
	デジタル教科書	児童生徒が学校の教科書として使用することを想定して作られた電子書籍。紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録教材のこと。
	デジタル教材	タブレットやスマートフォン、ノートパソコンなどのICT機器を使って作成・利用される教材のこと。紙の教科書に記載されていない動画やアニメーションなどのコンテンツを指し、デジタル教科書での学習をサポートする補助教材として位置づけられている。
	デジタルデバイド	情報通信技術(ICT)の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差や社会的な不平等を指し、一般的に「情報格差」とも呼ばれる。
	出前講座	ここでは高等教育機関の教職員が、小中学校へ出向いて、講座や実技、説明、解説などを提供するもの。
と	読書集会	各学校で図書委員会等が開催する集会で、読み聞かせや紙芝居、クイズなどを通して、読書の楽しさ感じるとともに図書館利用の仕方などを伝えることなどを目的としたもの。
	読書指導	読書の楽しみを共有し、読書行為を促す指導。子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせない。
	特別活動	小・中・高等学校の教育課程に位置づけられている、教科や道徳以外の活動の総称。集団活動や体験的な活動を通して、人間関係形成や社会参画、自己実現の力を育むことを目的としている。

行	用語	解説
と	特別支援学級	小学校や中学校に設置されている、障がいのある児童生徒を対象とした少人数の学級。知的障がいや発達障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいなどの障がいに対応している。
の	のびのび興譲館	幅広い分野での自然体験・社会体験を通して、友愛の心、自立の心、郷土愛の心を育み、さらに地域のリーダーとして将来を担う青少年を育成していくことを目的とした活動。2024年度は、クッキング塾、都留少年少女発明クラブ、アート塾、New スポーツ塾の4塾で活動をしている。
は	博学連携	学校と博物館がそれぞれの教育機能を相乗的に活用し、学校あるいは、社会教育だけでは成し得ない創造的かつ効果的な教育・学習を行おうとするもの。
	働き方改革	教職員のこれまでの働き方を見直し、教員自らが授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うための学校や教職員を取り巻く環境の整備を行うこと。
	発達支持的生徒指導	特定の課題を想定せず、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等を育成。
	はつらつ鶴寿大学	市内に住所を有する概ね60歳以上で、健康で学習意欲がある者が通う3年間の学年制で、各学年が年間23コマの学習を行う。学習内容として、スポーツや健康、環境や福祉、市政や法律、防災、救急、趣味など、幅広い分野の講座があり、また、視察研修旅行も毎年実施されている。
	バリアフリー化	高齢者や障がい者などが生活する上で障壁となるものを取り除く(フリーにする)こと。
	汎用性	特定の分野や状況に限らず、さまざまな場面や用途に広く対応できる特性や能力、特徴のこと。
ひ	PC	パソコン(Personal Computer)のこと。ここでは1人1台端末を指す。
	1人1台端末	文部科学省のGIGAスクール構想に基づいて、児童生徒1人1台に配備されているコンピュータやタブレット端末のこと。
	避難確保計画	水害や土砂災害などの災害が発生するおそれがある場合に、学校などの要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めた計画のこと。
	避難行動タイムライン	災害等が予測される場合に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもので、マイ・タイムラインともいわれる。

行	用語	解説
ふ	部活動指導員	中学校において、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する学校職員のこと。
	部活動の地域連携	中学校の部活動を、これまでの学校で教員が指導する形から、学校外の地域スポーツクラブなどが実施する形に変更し、教員以外の地域指導者が指導にあたるように環境を整えること。
	ふれあい講座	市の職員が自ら身につけた仕事上の内容について、出前で行う講義。受講は無料で、自治会やサークルの学習会、育成会、いーばしよ、サロンの活動、学校の授業などで利用できる。
	文化財保存活用地域計画	当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクション・プラン。文化財の保存・活用に関して将来的なビジョンや具体的な事業等を定め、これに従って計画的に取り組みを進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進される。
	文書半減プロジェクト	県教育委員会から市町村教育委員会や県立学校に対する文書による依頼を抜本的に削減し、県教育委員会から学校現場への文書事務の半減を目指す取り組み。
ほ	放課後子ども教室	小学校区ごとに放課後や週末の子供のための安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の協力を得て、遊び、自然体験、ものづくり、料理など様々な体験活動を行うもの。都留市では、東桂小学校(桂子ども教室)、宝小学校(宝っ子クラブ七里)、谷村第二小学校(三吉子ども体験教室)、禾生第二小学校(禾二っ子クラブ)、禾生第一小学校(禾一わくわくクラブ・旭子ども教室)、都留文科大学附属小学校(菅野川キッズクラブ)、谷村第一小学校(谷村キャッスルクラブ)の全小学校区で放課後子ども教室を実施している。
	放課後児童クラブ(学童保育)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の子供たち(放課後児童)に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的とした事業。都留市には各小学校区に10の公設の放課後児童クラブがありNPO法人にじいろのスイミーが運営を行っている。

行	用語	解説
む	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。
め	メンタルヘルス	「心の健康」を意味する。世界保健機関(WHO)では「自身の可能性を認識し、日常のストレスに対処でき、生産的かつ有益な仕事ができ、さらに自分が所属するコミュニティに貢献できる健康な状態」と定義している。
や	山梨県体力テスト・健康実態調査	児童生徒の体力・運動能力及び生活習慣の実態を明らかにし、今後の体育・健康教育の充実のための基礎資料とするとともに、各学校や家庭・地域の健康・体力づくりに対する関心を高めることにより、児童生徒の体力・健康の向上に資することを目的に、毎年実施する調査。
ゆ	有形文化財	建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いもの。
よ	幼保小の架け橋プログラム	自治体、小学校、就学前施設、家庭、地域など、子供に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指すプログラムのこと。
ら	ライフステージの変化	就職、結婚、出産、子育て、子供の独立、転職、退職など、人生の節目となる出来事によって区分される、それぞれの段階(ステージ)のこと。
	ラインケア	職場でのメンタルヘルスケア対策において直属の上司など管理監督者が、部下のいつもとは違うという異変にいちやく気づき、個別指導、面談、職場環境の改善を通じてストレスの軽減等に適切に対応すること。
り	リカレント教育	学校教育を終えた後も、必要に応じて学び直しを続け、生涯にわたって学び続けること。英語の「recurrent」には「繰り返す」「循環する」という意味があり、社会人になってから自分の仕事に関する専門的な知識やスキルを学ぶため、「社会人の学び直し」とも呼ばれている。
	利他性	自己犠牲を顧みずに他人の利益を考え行動する心や傾向のこと。
ろ	労働安全衛生管理	企業や学校、組織が労働者の安全と健康を保護するために、労働安全衛生法や労働基準法に基づいて行う取り組みのこと。



## 都留市教育大綱／都留市教育振興基本計画

---

発行年月 令和7年3月

発行 都留市／都留市教育委員会

編集 都留市総務部企画課

〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1

都留市教育委員会学校教育課・生涯学習課

〒402-0052 山梨県都留市中央 3-9-3